

環境技術実証事業 実施要領

平成 ~~29~~30 年 4 月 1 日

環境省 大臣官房 総合環境政策局 総務課 政策課

環境研究技術室

序 総則

1. 目的

環境技術実証事業（以下「実証事業」という。）は、既に適用可能な段階にありながら、その実用化された先進的環境技術の環境保全効果、副次的な環境影響、その他環境の観点から重要な性能（以下「環境保全効果等」という。）についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、環境保全効果等を第三者が客観的に実証することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の利用者による技術の購入、導入等に~~あたり当たり~~、環境保全効果等を容易に比較・検討し、適正な選択を可能にすることにより、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展に資することを目的とする。

2. 「実証」の定義

本実証事業において「実証」とは、環境技術（別紙1参照。）の開発者でも利用者でもない第三者機関が、環境技術の環境保全効果等を試験等に基づき客観的なデータとして示すことをいう。

「実証」は、一定の判断基準を設けて、この基準に対する適合性を判定する「認証」とは異なる。

~~3. 実施体制~~

~~本実証事業においては、実証手法・体制が確立するまでの間及び新たな特定技術実証については、手数料を徴収せず、国が費用の大部分を負担する（以下「国負担体制」という。）。しかしながら、受益者負担の観点から、技術分野ごとに実証開始から2年間程度を目安として、技術実証を受けることを申請する者（開発者、販売店等。以下「実証申請者」という。）から手数料を徴収する体制（以下「手数料徴収体制」という。）に移行する。~~

~~4. 対象技術分野~~

環境省は、本実証事業において対象とする技術分野について、技術の動向、市場の要請、社会的必要性等を踏まえて設定する。また、既存対象技術分野に属さない技術については、「テーマ自由枠」として公募・実証する。

~~5.4. データの活用~~

実証事業における技術実証のメリットを増すため、環境省においても、実証済み技術の環境保全効果等データについて、本実証事業以外の事業等における活用を積極的に検討することとする。

6. 実施方法に関する特例措置

環境省は、~~国負担体制から手数料徴収体制への移行に際し、なお解決すべき課題がある場合には、3の規定によらず、それらの課題の解決を優先し、国負担体制を継続することができる。ただし、この場合においても、環境技術実証事業運営委員会及び技術実証検討会の助言を踏まえ、最低限の確認試験を行う等、可及的速やかな手数料徴収体制の確立に努めることとする。~~

7.5. 情報公開等に関する基本的考え方

環境省、実証運営機関及び実証機関は、本実証事業の実施に際し、各種メディアを通じ情報公開に努めるとともに、各種イベント等を通じ普及啓発に努めることとする。

環境省は、省内外の公的機関及び地方公共団体が実施する類似の環境関連の技術実証制度や認証制度等についての情報を随時収集し、ウェブサイトを設置する等、適切な情報提供に努めることとする。また、環境省は、海外の類似制度についても、相互に情報交換に努め、本実証事業のウェブサイト等において情報提供に努めることとする。

8.6. ISO14034・~~ISO17020~~への対応

環境省は、本事業の実施に当たって本要領を作成する。なお、第8章から第12章に定めた手順については ISO14034 に準拠した文書として本要領を作成する。ISO14034 が改定等された場合は、環境省は本要領の改定を検討するものとする。

また、実証機関が実証を行う際には、実証機関は ISO14034 及び ISO/IEC17020 の要求事項を適用し、要求事項に対する適合性が担保されなければならず、試験データは ISO/IEC17025 の要求事項に従って生成及び報告されていないならない。

実施体制は以下のとおり。

国負担体制実施中の技術分野：

テーマ自由枠 ~~(原則)~~

手数料徴収体制：

中小水力発電技術分野

自然地域トイレし尿処理技術分野

有機性排水処理技術分野

閉鎖性海域における水環境改善技術分野

湖沼等水質浄化技術分野

ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）

ヒートアイランド対策技術分野（地中熱・下水等を利用したヒートポンプ空調システム）

休止中の技術分野：

酸化エチレン処理技術分野

化学物質に関する簡易モニタリング技術分野

ヒートアイランド対策技術分野（空冷室外機から発生する顕熱抑制技術）

VOC処理技術分野（ジクロロメタン等有機塩素系脱脂剤処理技術）

非金属元素排水処理技術分野（ほう素等排水処理技術）

VOC処理技術分野（中小企業向けVOC処理技術）

ヒートアイランド対策技術分野（IT機器等グリーン化技術）

VOC等簡易測定技術分野

地球温暖化対策技術分野（照明用エネルギー低減技術）

第1章 実証事業の実施体制

1. 環境省

環境省は、実証対象技術分野の選定、実証運営機関の選定、実証試験方法の技術開発、実証事業実施要領（以下「本実施要領」という。）の策定・改定、実証要領の承認、実証機関の選定の承認、実証報告書の承認、ロゴマーク及び実証番号の管理及び交付、ウェブサイトによる実証試験結果等関連情報の公表の他、実証事業全体の方針策定及び運営管理を行う。また、方針策定、運営管理及び実証手法・体制の確立に向けた総合的な検討を行う。

2. 実証運営機関

- (1) 環境省は、実証運営機関として、~~1機関~~を設置することができる。ただし、必要に応じて、環境省が実証運営機関となることができる。この場合、必要に応じて、本実施要領の「実証運営機関」を「環境省」に読み替える。
- (2) 実証運営機関は、各実証機関の事業実施結果（実証報告書を含む。）に関する評価、本事業の普及を図るための企画・立案及び広報・普及啓発活動、技術分野の設定のための調査・検討、本実施要領の改定案の作成、実証要領の策定又は改定、実証機関の公募・選定、テーマ自由枠実証対象技術及び実証機関の公募・選定、~~既存補助~~、実証技術分野の見直しに関する検討、ロゴマーク及び実証番号の交付事務及び管理事務の補佐、本実証事業のウェブサイトに係るコンテンツ作成等、並びに事業の円滑な推進のために必要な調査等を実施する。また、必要に応じて、環境省の同意を得て、実証試験方法の技術開発を行うことができる。

3. 環境技術実証事業運営委員会

- (1) 実証運営機関は、環境技術実証事業運営委員会（以下「実証事業運営委員会」という。）を、実証運営機関に設置する。
- (2) 実証事業運営委員会は、有職者（学識経験者、ユーザー等）により構成され、実証対象技術に関し、公正中立な立場から議論を行う。
- (3) 実証事業運営委員会の会合は、原則として公開で開催する。ただし、議論の内容に企業秘密を含む場合等、非公開とすることが適切と判断される場合は、非公開とすることができる。
- (4) 実証事業運営委員会は、実証運営機関が行う実証事業の運営に関する以下の事項について、専門的知見に基づき検討・助言を行う。
 - ・各実証機関の事業実施結果（実証報告書を含む）に関する評価
 - ・本事業の普及を図るための企画・立案及び広報・普及啓発活動
 - ・本実施要領の改定案の作成

- ・実証要領の策定又は改定
- ・実証機関の選定
- ・テーマ自由枠実証対象技術の選定
- ・新規実証技術分野の設定及び既存実証技術分野の見直し
- ・本実証事業のウェブサイトに係るコンテンツ作成等
- ・その他事業の運営に係る事項

(5) 事業の効率的な実施に資する場合には、実証事業運営委員会の下に、必要に応じて、小委員会を設置し、検討を行うことができる。

4. 実証機関

- (1) 環境省は、実証機関として、各技術分野及びテーマ自由枠実証対象技術に原則1機関を設置する。ただし、実証事業の円滑な実施に~~あたり当たり~~、複数の実証機関を設置することが必要と認められる場合には、複数の実証機関を設置することができる。この場合、実証要領案の作成等を代表して行う実証機関を任命することができる(テーマ自由枠の実証機関は除く。)
- (2) 実証機関は、分野別実証要領案の作成、本事業の広報(環境省担当官からの指示があった場合)、実証手数料の詳細額の設定及び徴収~~(手数料徴収体制の分野に限る。)~~、実証対象技術の企業等からの~~公募募集の補助~~、実証対象とする技術の選定~~補助~~、実証計画の策定、技術の実証(実証試験の実施等)、実証報告書(詳細版及び概要版)の作成、実証報告書の環境省への報告並びにロゴマーク及び実証番号の交付事務を行う。
- (3) 実証機関は、実証に~~あたり当たり~~、他の機関に、試験等を委託等することができる。ただし、当該機関は、試験実施後に報告書を作成し、実証機関の検収を受けなければならない。

5. 技術実証検討会

- (1) 実証機関は、技術実証検討会を実証機関に設置する。
- (2) 技術実証検討会は、実証対象技術に関する有識者(学識経験者、ユーザー等)により構成する。
- (3) 技術実証検討会は、実証機関が行う事務のうち、実証要領案の作成又は改定、実証対象とする技術の選定~~補助~~、実証計画の策定、技術の実証(実証試験の実施等)、実証報告書の作成等について、実証機関に対し、専門的知見に基づき検討・助言を行う。また、技術実証検討会は当該分野に関する専門的知見に基づき実証事業運営委員会を補佐する。
- (4) 各技術分野における効率的な実証に資する場合には、技術実証検討会の下に分科会を設置し、検討を行うことができる。

6. 実証申請者

- (1) 実証申請者とは、実証対象技術の開発者、製造業者、販売者、代理人であり、実証対象技術を実証機関に対し申請する者である。
- (2) 実証申請者は、本実施要領の規定に従って、申請書の作成や実証報告書及び報告書概要版の確認等を行う。

第2章 対象技術分野の設定

1. 環境省は、既に適用可能な段階にありながら実用化されながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術から、技術の動向、市場の要請、社会的必要性等も踏まえ、実証対象とする技術分野を定める。技術分野の選定にあたっては、必要に応じ実証事業運営委員会の助言を得つつ、以下の観点をもとに定めることとする。
 - (1) 開発者、ユーザー（地方公共団体、消費者等）から技術実証に対するニーズのある技術分野
 - (2) 普及促進のために技術実証が有効であるような技術分野
 - (3) 既存の他の制度において技術実証等が実施されていない技術分野（ただし、地方公共団体等で既に技術実証等が実施されているものの、環境省がこれを支援することでさらに効果的な事業となる可能性がある技術分野を除く。）
 - (4) 実証が可能である技術分野
 - ① 予算、実施体制等の観点から技術実証が可能である技術分野
 - ② 実証要領が適切に策定可能である技術分野
 - (5) 環境行政（全国的な視点）にとって、当該技術分野に係る情報の活用が有用な分野
2. 環境省は、一度選定した対象技術分野について、1. に示した観点に照らし実証を行うことが不適切となった場合や、対象技術の公募に対する応募が見込めなくなった場合等合理的な理由がある場合には、必要に応じ実証事業運営委員会の助言を得つつ、対象技術分野を一時的又は継続的に休止又は廃止することができる。ただし、対象技術分野を休止又は廃止した場合には、休止又は廃止した旨及びその理由を公表することとする。また、一度選定した対象技術分野について、実証事業の円滑な運営の観点から、必要に応じて技術実証運営検討会の助言を踏まえつつ、他の対象技術分野と統合又は分割することができる。

第3章 実証運営機関の選定

1. 実証運営機関の選定の手続

- (1) 環境省は、実証運営機関を募集する。
- (2) 実証運営機関となることを希望する機関は、環境省の定める申請書及び外部に委託する予定の事務を含めた実証運営体制等に関する関係書類を、環境省に提出し申請する。
- (3) 環境省は、(2)の申請を受け、2.の観点を検討し、実証運営機関を選定する。
- (4) 環境省は、(3)で選定された実証運営機関と委託又は請負契約を締結し、実証運営機関は、本実施要領の規定に従い、事業を行う。

2. 実証運営機関選定の観点

実証運営機関の選定にあたっては、以下の観点を参考にしつつ、実証運営機関に求める要件を明確にした上で、書面審査及び必要に応じてヒアリング審査を行う。

(1) 実証運営機関業務に対する姿勢

- ・環境技術の普及のため、実証運営機関業務を意欲的に遂行する姿勢が認められること。

(2) 組織・体制

- ・実証運営機関としての役割を果たす十分な体制、人員が確保されていること
- ・組織間の具体的な役割分担、責任体制が明確であること
- ・JISQ9001 (ISO9001)「品質マネジメントシステム要求事項」に準拠した品質管理システムを構築していること
- ・構築した品質管理システムを文書化し実施すること・定期的な内部監査を実施すること
- ・実証運営業務にかかる記録の保持を実施すること

(3) 技術的能力

- ・環境技術分野全般に関する十分な実績・知見を持つ人員を有していること

(4) 業務の実施方法等

- ・業務の実施方法、実施計画が適正であること

(5) 公平性の確保

- ・実証機関の選定等の各手続において、実証機関によって与える情報や対応が異なるおそれがないこと
- ・実証運営業務で知り得た技術情報等の機密保持手続が、実証機関、実証申請者等により異なるおそれがないこと

- ・実証機関が行う実証対象技術の審査及び実証試験の運用等の各手続において、実証機関に対し、実証申請者により情報や対応が異なるような影響を及ぼすおそれがないこと
- (6) 公正性の確保
- ・特定の実証機関、実証申請者等への助言その他行為により、実証運営事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと
 - ・特定の実証機関及び実証申請者等との利害関係により、実証機関の選定等の各手続に影響を及ぼすおそれがないこと
 - ・特定の実証申請者等との利害関係により、実証機関が行う実証対象技術の審査及び実証試験の運用等の各手続に影響を及ぼすおそれがないこと
 - ・実証機関や実証申請者からの異議申し立て等に対して、適切な処置、記録および是正処置を実施すること
- (7) 経理的基礎
- ・実証運営機関としての役割を果たす十分な経理的基礎及び財務上の独立性があること
 - ・定期的に会計監査を実施すること
- (8) 経費積算等の妥当性
- ・環境省が定める仕様に基づき、適正に実証運営業務を行えるよう経費の積算がなされていること

第4章 実証機関の選定

1. 実証機関の選定手続

- (1) 実証運営機関は、対象技術分野（テーマ自由枠については対象技術）ごとに、実証事業運営委員会の検討・助言を踏まえ、実証機関を募集する。なお、その必要がある場合には、環境省が自ら実証機関となることができるが、その際、関係する機関の応募意志を阻害しないことを前提とする。
- (2) 実証機関となることを希望する機関は、実証運営機関の定める申請書及び外部に委託する予定の事務を含めた実証体制等に関する関係書類を実証運営機関に提出し、申請する。
- (3) 実証運営機関環境省は、(2)の申請を受け、2.の観点を検討し、実証事業運営委員会の検討・助言を踏まえ、予算の範囲内において、実証機関を選定する。~~環境省は、予算の範囲内において、実証運営機関は上記審査の選定結果補助を承認する行う。~~
- (4) 環境省は、(3)で選定された実証機関と委託又は請負契約を締結し、実証機関は、本実施要領の規定に従い、事業を行う。
- (5) テーマ自由枠では、原則的に技術ごとに実証機関を選定するが、同一時期に類似分野の技術が複数選定された場合には、これらの実証機関を同一にしてもよい。

2. 実証機関選定の観点

~~実証運営機関は、実証機関の選定にあたり、環境省は、実証機関の選定に当たり、JISQ17020 (ISO/IEC17020)「適合性評価—検査を実施する各種機関の運営に関する要求事項」に準拠していることを~~以下の観点を参考にしつつ、実証機関に求める要件を明確にした上で、書面審査、及び必要に応じてヒアリング審査を行う。実証運営機関は上記審査の補助を行う。

(1) 組織・体制

- ・実証機関としての役割を果たす十分な体制、人員が確保されていること
- ・組織間の具体的な役割分担、責任体制が明確であること
- ~~・JISQ17020 (ISO/IEC17020)「適合性評価—検査を実施する各種機関の運営に関する要求事項」、試験にあたってはJISQ17025 (ISO/IEC17025)「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」等に準拠した品質管理システムを構築していること~~
- ・構築した品質管理システムを文書化し実施すること
- ・定期的な内部監査を実施すること
- ・実証業務に係る記録の保持を実施すること

(2) 技術的能力

- ・実証対象技術分野（テーマ自由枠については対象技術）に関する十分な実績を有していること
 - ＊ 新たに設立される法人については、実証対象技術分野（テーマ自由枠については対象技術）に関する十分な実績を持つ人員を有していること
- ・実証試験を実施する技術的能力を有する十分な人員、試験設備を有していること（必要に応じ、実証試験の一部又は全部を、委託・請負契約等に基づき、外部機関に実施させることは妨げない。）
 - ＊ 試験等の一部を他の機関に委託、請負等を行う機関については、上記(1)、(2)の観点を踏まえ、十分な組織・体制及び技術的能力を擁する組織と連携する等により、実証機関としての役割を果たせる体制が明確であること
- ・業務の実施方法、実施計画が適正であること

(3) 公平性の確保

- ・実証対象技術の選定及び実証試験の運用等の各手続において、実証申請者によって与える情報や対応が異なるおそれがないこと
- ・実証業務で知り得た技術情報等の機密保持手続が、実証申請者等によって異なるおそれがないこと

(4) 公正性の確保

- ・特定の実証申請者等への助言その他行為により、実証の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと
- ・特定の実証申請者等との利害関係により、実証対象技術の選定及び試験の実施等の各手続に影響を及ぼすおそれがないこと
- ・実証申請者からの異議申し立て等に対して、適切な処置、記録および是正処置を実施すること
- ・実証機関の責任者もしくは担当者が、実証申請者等の役員もしくは使用人である場合は、当該実証申請者が製造等した技術の実証を行わないこと

(5) 経理的基礎

- ・実証機関としての役割を果たす十分な経理的基礎及び財務上の独立性があること
- ・定期的に会計監査を実施すること

(6) 経費積算等の妥当性

- ・環境省が定める仕様に基づき、適正に実証業務を行えるよう経費の積算がなされていること
- ・~~手数料徴収体制の分野にあつては、~~手数料予定額が、実証要領に添付されている「手数料項目」を踏まえ、適切に設定されていること

(7) JISQ17020 (ISO/IEC17020) への準拠

- ・JISQ17020 (ISO/IEC17020) に準拠していることは、当該国際規格に関する専門家による研修を受講し、研修プログラムに沿った体制整備等に努めていることを確認することで代替することができる。

第5章 実証要領の策定又は改定

1. 実証要領案の作成

実証機関は、別紙2「分野別実証要領の構成例」を参考に、技術実証検討会の検討・助言を踏まえ、実証要領案を作成し、実証運営機関に提出するものとする。試験に~~あたって~~当たっては JISQ17025 (ISO/IEC17025) の要求事項に~~従った~~従うものとし、実証要領作成の際は、当該規格に配慮するものとする。

なお、実証事業の円滑な実施に~~あたり~~あたり、複数の実証機関が設置された場合には、一つの実証機関が代表して実証要領案の作成を行うことができる。

また、~~手数料徴収体制として実施される技術分野における~~実証機関は、第15章に規定する実証申請者が実証機関に納付すべき手数料の項目を示す資料を、可能な限り具体的な内訳とともに実証要領案の中で提示する。

2. 実証要領の策定

実証運営機関は、実証機関から実証要領案の提出があった場合には、必要に応じて実証事業運営委員会の検討・助言を踏まえ、内容の審査を行い、本要領の内容に照らして適切なものである場合には、環境省~~の承認を得て、~~として策定に報告する。

実証運営機関は、実証要領の策定を行った場合には、実証機関に対し通知するとともに、適切な方法で周知を図る。

3. 実証要領の改定

実証要領は、試験実施結果、科学技術の進歩等を踏まえ、必要に応じて改定を行うものとする。この場合においては、1. 及び2. の手続を準用する。

第6章 実証対象技術の公募募集・選定

1. 対象技術の公募募集

- (1) ~~手数料徴収体制の技術分野においては、~~対象技術の公募募集にあたり当たり、実証機関は、実証要領に添付されている「手数料項目」を踏まえ、自らの単価等を考慮し、環境省と協議の上、当該技術実証に係る手数料予定額を設定し、環境省に報告する。手数料予定額には、いくつかの前提条件や留保条件等に応じて場合分けし、幅を持たせてもよい。ただし、申請する者が自らの納付すべき手数料額を想定できるよう、可能な限り具体的な内訳を示すこととする。なお、手数料予定額は、(2)の公募募集にあたり当たり明示する。
- (2) 実証機関は、環境省が対象技術分野ごとに、対象技術を公募募集する際にこれを補助する。実証申請者は、実証機関に実証申請書を提出し申請することとする。なお、環境省は、~~実証機関は、~~自らの実証受け入れ能力の限度内において、可能な限り長い公募募集期間を設けることとする。
- (3) 実証申請者は、実証申請書に必要事項を記入し、指定された書類を添付して申請を行う。
- (4) 実証申請書の内容は、別紙3の事項を最低限含むものとし、実証要領において定める。
- (5) テーマ自由枠の実証対象技術の公募選定方法については、第7章で定める。

2. 対象技術の選定手続

- (1) 実証機関は、申請された技術の中から、~~3.の観点~~を考慮し、必要に応じ技術実証検討会の検討・助言を踏まえ、3.の観点とともに、申請書の別紙3の事項の妥当性を審査し、実証対象技術候補を選定し、環境省の承認を得ることとする。なお、環境省は、予算執行の重複排除の観点から、同一と見なすことのできる技術が複数の実証機関に申請された場合、いずれか一つの実証機関においてのみ実証が行われるよう、実証機関間の調整を行うことができる。
- (2) 実証機関は、対象技術の選定結果について、全ての実証申請者（対象技術に選定されなかった技術の実証申請者も含む。）及び実証運営機関に通知する。なお、審査の結果、当該技術を実証の対象としないこととした場合には、当該申請者への通知に際しその理由を明示するものとする。また、実証機関及び環境省は、選定された対象技術の概要を公開する。

3. 対象技術の選定の観点

対象技術の選定に~~あたって~~当たっては、技術実証検討会の検討・助言を踏まえ、申請書の記載の妥当性とともに、以下の各観点に基づき技術の実証可能性を総合的に判断する。また、環境省は、技術実証検討会による検討を踏まえ、必要に応じ、技術分野ごとの環境保全効果等に関する選定の観点を追加できることとする。

(1) 形式的前提となる要件

- ① 申請技術が環境技術に該当するか
- ② 申請技術が対象技術分野に該当するか
- ③ 申請内容に不備は無いか
- ④ ~~商業化段階にある技術か~~
- ⑤ ~~同技術について過去に公的資金による類似の実証等が行われていないか（国負担体制の分野に限る。）~~

(2) 実証可能性

- ① 予算、実施体制等の観点から実証が可能であるか
- ② 実証試験計画が適切に策定可能であるか
- ③ 実証試験にかかる手数料を実証申請者が負担可能であるか ~~（手数料徴収体制の分野に限る。）~~

~~(3) 環境保全効果等~~

- ① ~~技術の原理・仕組みが科学的に説明可能であるか~~
- ② ~~副次的な環境問題等が生じないか~~
- ③ ~~十分な環境保全効果が見込めるか~~
- ④ ~~先進的な技術であるか~~

第7章 テーマ自由枠における実証対象技術の公募募集・選定等

1. 対象技術の選定

- (1) 実証運営機関は、テーマ自由枠公募要領を定め、環境省が対象技術を公募募集する際これを補助する。実証申請者は、実証運営機関に実証申請書を提出し申請することとする。
- (2) 実証申請者は、実証申請書に必要事項を記入し、指定された書類を添付して申請を行う。なお、実証申請書の内容は、別紙3の事項を最低限含むものとし、テーマ自由枠公募要領において定めることとする。
- (3) 実証運営機関は、申請された技術の中から、第6章3.の観点を考慮し、必要に応じ環境技術実証事業運営委員会の下に設置された小委員会等の検討・助言を踏まえ、当該技術の実証可能性に基づいて実証対象技術候補を選定し、環境省の承認を得ることとする。
- (4) 実証運営機関は、実証対象技術の選定結果について、全ての実証申請者(対象技術に選定されなかった技術の実証申請者も含む。)に通知する。なお、選定の結果、当該技術を実証の対象としないこととした場合には、当該申請者への通知に際しその理由を明示するものとする。また、実証運営機関及び環境省は、選定された実証対象技術の概要を公開する。

第8章 実証計画の策定

1. 実証機関は、実証計画の策定に先立ち、実証申請者と協議の上、実証対象技術の実証項目を決定することとする。実証項目の決定にあたっては、以下の事項を検討することとする。
 - ・実証項目は、当該技術の性能及び環境保全効果の実証に関連し、適切なものであること
 - ・実証項目は、試験等によって定量的に実証できるものであること
 - ・実証項目の目標値は、原則的に技術の実使用条件下で実証できるものであること
 - ・既存の実証計画並びに科学的知見を記載した参考文献（規格に規定された試験方法、国際規格等も含む。）
2. 実証機関は、実証要領に基づき詳細な試験条件等を規定するための実証計画を、実証申請者との協議を行いつつ、技術実証検討会の検討・助言を踏まえ作成し、環境省に提出する。環境省は、必要に応じ、実証機関に対し、実証試験計画についての意見を述べるができることとする。実証計画には、別紙4の事項を最低限含むものとする。
3. 実証申請者は、実証機関に対し、実証計画の内容について合意承諾した旨の文書を提出することとする。
4. 2.において、ある対象技術について、当該対象技術の特徴により当該実証要領で想定していないような副次的な環境影響が生じる等、当該技術に適用される実証要領に従っては当該技術の環境保全効果等が適切に実証できないおそれがあり、実証要領に定められた試験方法を一部変更することが適切である場合には、実証機関は、環境省と協議し、実証申請者の了承を得た上で、必要に応じ、実証要領と異なる試験方法を採用することができるものとする。
5. 実証機関は、以下の全ての要件が満たされる場合には、技術の実証に必要な試験の一部又は全部を、実証申請者が提出したデータを審査することをもって代えることができる。
 - ・試験の代替ができる旨が実証要領に明記されていること
 - ・実証計画に試験を省略する範囲が明記されていること
 - ・当該データが ISO/IEC17025 の要求事項に従って、作成及び報告されていること

第9章 実証

1. 実証機関は、実証に~~あたり当たり~~、各対象技術について、~~4第8章5.~~ で提出された既存の試験データ以外の追加試験データが~~求められる必要である~~場合、実証計画に基づき、ISO/IEC17025 の要求事項に従って、~~又は技術実証検討会で妥当性が確認された方法で~~試験を行う。
2. ~~手数料徴収体制の分野においては~~、実証機関は、試験の開始前に、技術ごとに当該実証試験に係る手数料額及び納付期日を記載した手数料徴収計画書を実証申請者及び環境省に通知し、実証申請者は手数料徴収計画書に基づき、実証機関に手数料を納付する。納付期日は、原則、当該費用の発生する前とする。
3. 実証機関は、必要に応じ、~~実証~~試験の一部~~又は全部~~を、委託・請負契約等に基づき、外部機関に実施させることができる。その際、実証機関は、当該外部機関において試験が実証要領及び実証計画に従い適切に行われるよう、指導・監督を行うこととする。
4. ~~実証機関は、以下の全ての要件が満たされる場合には、技術の実証に必要な実証の一部又は全部を、実証申請者が保有するデータを提出させ、これを審査することをもって代えることができる。~~
 - ・~~試験をさせることができる旨が実証要領に明記されていること~~
 - ・~~実証計画に実証を省略させる範囲が明記されていること~~
 - ・~~当該データの取得機関及び当該データの品質の基準が実証要領に明記されており、この基準をクリアしていること~~
 - ・~~当該データが ISO/IEC17025 の要求事項に従って、作成及び報告されていること~~
5. ~~手数料徴収体制の分野においては~~、~~4.~~ やむを得ない理由により実証が完了できないと見込まれる場合、又は、実証途中における実証計画の変更等により実証申請者が納付すべき手数料額に変更が生じる場合には、実証機関は、あらかじめ実証申請者と協議し、環境省の承認を得た上で、そこまでの試験に要した費用を精算し、実証申請者が納付すべき手数料額を確定する。
- 6-5. 実証機関は、1. 及び~~4第8章5.~~ の試験データに対して、実証計画で規定した~~性能~~実証項目と目標値を考慮して評価を行う。

~~7.6.~~ 実証申請者は、申請した技術の性能に対して著しく低い結果が出た場合や、~~技術の使用にあたり安全面で著しい悪影響が出ると判断される場合は、申請を取り下げることができる。~~ その際の手数料の扱いは、4. と同様とする。

~~8.7.~~ 環境省は技術の使用に~~あたり安全面で著しい悪影響が出ると判断される場合は、実証を中止することができる。~~ あたり安当たり安全面で著しい悪影響が出ると判断される場合は、実証を中止することができる。その際の手数料の扱いは、~~5.4.~~ 4. と同様とする。

~~9.8.~~ 環境省は、申請を取り下げた旨及び実証を中止した旨を公表する。

第10章 実証報告書の作成

1. 実証機関は、実証報告書の原案を策定し、技術実証検討会の検討・助言及び申請者による確認を踏まえ、実証報告書を取りまとめる。実証報告書は、実証計画書に準拠したものであり、別紙5の事項を最低限含むものとし、記載の様式は別紙6に示す作成要領に準じること。
2. 実証機関は、本事業で実証しなかった情報を記載する必要がある場合は、明記するものとする。
3. 実証報告書には、可能な限り、申請者からの確認結果等を記載するものとする。
4. 実証運営機関の広報・普及啓発及び適正な環境保全効果等の表示の観点からの評価を受けた上で、環境省に報告し承認を得ることとする。実証報告書の承認にあたって、環境省は、実証機関に対し必要に応じ意見を述べることができる。
5. 環境省は、実証報告書を承認した場合は、実証運営機関及び実証機関に通知する。実証機関は、承認を得た実証報告書について、実証申請者へ通知する。なお、環境省は、実証報告書を承認した後、実証運営機関を通じ、速やかに、第13章に規定するロゴマーク及び実証番号を申請者に交付する。なお、ロゴマーク及び実証番号の交付事務は実証機関が行う。
6. 環境省は、全ての実証報告書及び概要版について、実証結果の如何を問わず、第12章の規定によりウェブサイト公開する。
7. 実証申請者は、実証報告書概要版の一部のみの使用をすることはできない。

第11章 実証報告書概要版の作成

1. 実証機関は、実証報告書全体の内容をまとめた概要版を策定し、環境省の承認を得ることとする。この間の手続に関しては、第10章1. 及び2. を準用する。また、実証報告書概要版は、別紙5の事項を最低限含むものとする。
2. 実証機関は、本事業で実証しなかった情報を盛り込む必要がある場合は、明記するものとする。
3. 実証報告書概要版には、可能な限り、申請者からの確認結果等を記載するものとする。
4. 環境省は、実証機関から提出された報告書概要版を踏まえ、環境技術や、環境技術を使った環境製品の購入・導入を検討中のユーザーに対し、実証された技術や関連する技術分野を周知し、積極的な購入・導入を促すことを目的として、年度内前年度に実証された技術（製品）について、その環境保全効果等を試験した結果の概要を示した広報資料を作成する。
5. 環境省は、作成した広報資料について、次章の規定によりウェブサイトに公開する。

第12章 実証結果等の公開

1. 環境省は、インターネットを通じユーザーへの情報提供を図るため、実証済みの環境技術の情報を整理し、提供するウェブサイトの構築を行う。また、構築した情報がユーザーに利用されるように、効果的な情報発信を行う。
2. 環境省は、実証要領、実証報告書及び実証報告書概要版をウェブサイトに登録する他、実証機関・技術の公募募集情報等の関連情報を随時登録し情報提供することとする。
3. 環境省は、ウェブサイトの内容のうち、実証要領、実証報告書の概要について、英語版を作成し、海外に情報発信に努めることとする。
4. 実証運営機関は、コンテンツ作成等を行う。
5. 実証申請者は、実証された技術に変更が加えられた場合は、その全てを書面で実証機関及び環境省に伝えることとする。実証申請者から提供された情報に基づき、実証機関及び環境省は、その変更の影響と実証報告書の有効性について判断することとする。

第13章 ロゴマーク等の使用

1. ロゴマークの目的

本実証事業を一般に広く普及させ、環境技術の普及を促し、環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化が図られることを目的として、別紙7に示すロゴマークを「環境省環境技術実証事業ロゴマーク」（以下、「ロゴマーク」という。）として定める。

2. ロゴマークの構成

- (1) ロゴマークは、別紙7に示すとおり、全技術分野共通的な情報を盛り込んだもの（以下「共通ロゴマーク」という。）及び共通ロゴマークに対象技術分野ごとの固有の情報を記載したもの（以下、「個別ロゴマーク」という。）からなる。
- (2) 個別ロゴマークに記載する、対象技術分野ごとの固有の情報の項目及び記載位置は、技術分野ごとに統一することとし、実証機関において、技術実証検討会の検討・助言を踏まえ案を作成し、環境省が決定する。

3. ロゴマークの使用

- (1) 使用できるロゴマークは、共通ロゴマーク又は個別ロゴマークとする。両者のデザインを別紙7に示す。
- (2) ロゴマークは、4. の遵守を条件に、以下のために積極的に使用することとする。このための使用に~~あたって~~当たっては、環境省、実証運営機関及び実証機関への届出や承認等は特に必要としない。
 - ・申請者が本事業を新聞・雑誌・学術論文・ウェブサイト等において一般に紹介するために使用すること
 - ・申請者が実証済の技術について、当該技術の紹介や広告等のために使用すること
 - ・実証運営機関及び実証機関等が、その期間において、それら機関に選定されている旨の表示のために使用すること
 - ・実証済技術を導入した者が、その期間において、その旨を表示するために使用すること
- (3) 上記(2)以外で1. の目的のためにロゴマークの使用を希望する場合は、環境省と協議することとする。

4. 表示方法

(1) ロゴマークの表示方法

- ① 共通ロゴマークの配色は別紙8に示すものとし、その他の配色を使用することはできない。
- ② ロゴマークは、独立したマークとして容易に識別できるように表示する。
- ③ ロゴマークに対して、切断・分割・変形等の加工を行わない。ただし、ロゴマーク全体の大きさを変えることは可能である。
- ④ ウェブサイトにおいて使用する場合、ロゴマークは環境技術実証事業ホームページ (<http://www.env.go.jp/policy/etv/>) へのホットリンクとすることが望ましい。

(2) ロゴマークの遵守事項

- ① 実証事業関係諸機関による実証済技術の事業者、製品、技術、サービス等についての保証・認証・認可等を少しでも謳うような状況で使用しない。
- ② ロゴマークを、製品、サービス、技術等の名称の一部に使用しない。
- ③ 実証対象技術が明確に判別できるようにロゴマークを配置する。その一部に実証対象技術を用いた複数の製品のシリーズがある場合には、ロゴマーク適用対象の範囲を明示すること。また、実証試験時と実際の製品使用時とで製品の性能に相違が生じる場合、又はその可能性がある場合、その性能の差異を生じさせる主な要素について明示すること。なお、ロゴマークの対象範囲について疑義がある場合には、環境省に協議することとする。

5. 改善等の指示

- (1) 実証運営機関は、実証機関と協力して、実証済技術の使用状況は、ウェブサイト等を通じて定期的に監視し、本実施要領を遵守せずにロゴマーク及び実証報告書を使用している者及び事例を確認したときは、速やかに環境省に報告するとともに、必要に応じて注意喚起を行うことができる。
- (2) 環境省は、ロゴマーク及び実証報告書を使用している者が、本実施要領を遵守せず、また、環境技術実証事業の信用を損ねるなど悪質な行為の恐れのある場合であって、注意喚起を行っているにも関わらず、改善が見られない場合、実証運営機関及び実証機関の協力を得ながら、ロゴマーク及び実証報告書を使用している者に対して、以下の措置を講じることができる。
 - ① ロゴマーク及び実証報告書の使用を直ちに中止させる。
 - ② ロゴマーク及び実証報告書の公表等を直ちに中止する。

6. 経過措置

本実施要領の施行前に製品やカタログ等において印刷等しているロゴマークについては、そのまま使用することができる。また、環境技術実証モデル事業の期間において実証された技術についても、本実施要領に示すロゴマークを使用することができる。この場合、実証番号については、環境技術実証モデル事業において交付された実証番号とする。

第14章 知的財産の扱い

1. 実証運営機関及び実証機関は、実証を通じて知り得た実証申請者の環境技術に関する情報を、実証以外の目的で利用しないものとする。実証申請者は、当該技術に関する機密情報を実証機関に提供するに際し、実証運営機関及び実証機関に対して、守秘義務を締結するよう要請することができる。
2. 実証の成果により新たに産業技術力強化法第19条第1項で定める権利（以下、「特許権等」という。）が得られた場合は、環境省は、その特許等を実証機関から譲り受けないことができる。その場合の当該特許権等の扱いについて、実証運営機関及び実証機関は、必要に応じ環境省に協議し、効率的に活用する観点から当該特許権の利用を図ることとする。
3. 本事業の実施により作成される実証要領及び実証報告書等の著作物に関する著作権は、環境省に属する。

第15章 費用分担

- ~~1. テーマ自由枠においては、原則として、対象技術の試験実施場所への持込み・設置、現場で試験を行う場合の対象技術の運転、試験終了後の対象技術の撤去・返送に要する費用は実証申請者の自己負担とし、試験実施に係る実費（実証機関に発生する測定・分析等の費用、人件費、消耗品費及び旅費。以下、本章において同じ。）及びその他の費用（実証事業運営委員会、技術実証検討会の運営費用等。以下、本章において同じ。）は環境省の負担とする。~~
 - ~~2. 手数料徴収体制の分野においては、1. 原則として、対象技術の試験実施場所への持込み・設置、現場で試験を行う場合の対象技術の運転、試験終了後の対象技術の撤去・返送に要する費用は実証申請者の自己負担とし、試験実施に係る実費は手数料として実証申請者が負担し、その他の費用は環境省の負担とする。なお、試験実施に係る実費には、必要に応じ、一般管理費を含めることができる。~~
- ~~3. 2. 費用負担の詳細については、実証要領で定める。~~

第16章 免責事項

1. 本事業の実施に伴い、実証申請者に機器の故障、破損等の損害が発生した場合は、故意又は重過失による場合を除き、環境省、実証機関その他の実証事業関係機関は責任の一切を負わない。
2. 機器の瑕疵により、第三者に被害を与えた場合は、第三者の故意又は重過失による場合を除き実証申請者が責を負うものとし、環境省、実証機関及び実証機関は責任の一切を負わない。
3. 実証報告書の公開により、実証申請者と第三者の間に係争が生じた場合は、環境省、実証機関その他の実証事業関係機関は一切の責任を負わない。
4. 対象技術の基本性能に関する仕様が変更された場合には、変更後の技術に対しては、実証報告書のデータは適用されない。
5. ロゴマークの使用に伴い、ロゴマークの使用者に問題等が発生した場合は、環境省、実証機関その他の実証事業関係機関は責任の一切を負わない。

第17章 事業成果の評価と次年度以降の事業への反映

環境省は、環境技術実証の実施手法・体制の改善を図るため、実証事業の成果について、実証運営機関が開催する実証事業運営委員会での評価を踏まえ、次年度以降の事業に反映する。また、実証成果の把握のため、実証を受けた企業を対象に、実証による市場拡大の成果、実証結果の有効性を定期的に把握することとする。

第18章 その他

実証運営機関及び実証機関は、柔軟な対応を確保するため、環境省の承認を得た上で、本実施要領の内容を一部変更し実施することができる。

附 則 （適用期日、移行措置等）

本実施要領は平成 ~~29~~30年4月1日から適用する。

(別紙1) 用語の定義

用語	定義
環境技術	<u>従来の技術と比べて環境の改善効果又は保全効果をもたらす技術又は環境に関し測定する技術</u>

(別紙2) 分野別実証要領の構成例

構成	記載内容
緒言	本実証要領の対象となる技術の内容、実証試験の種類、概要
対象技術	本実証要領の対象となる技術の内容(用途、作動原理、能力・規模等)
実証試験の基本的考え方	把握すべき事項、配慮すべき事項、実証対象機器の稼働・負荷の設定等についての考え方
用語の定義	JIS等の用語の定義の引用
実証試験実施体制	実証試験に係る各主体の役割分担、責任範囲(費用負担含む)
環境省	環境省の役割分担、責任範囲
実証機関	実証機関の役割分担、責任範囲
試験機関	試験機関の役割分担、責任範囲
技術実証検討会	技術実証検討会の役割分担、責任範囲
実証申請者	実証申請者(環境技術開発者・販売店等)の役割分担、責任範囲
試験実施場所の所有者○	実証試験実施場所の所有者の役割分担、責任範囲
実証対象技術の公募	対象技術の公募の際、実証申請書に記載すべき内容
試験の準備○	試験を実施する前に行っておくべき事項
試験実施場所の選定○	設置場所の条件(与える環境負荷量、試験期間、機器の稼働条件等に配慮)
実証対象機器の据え付け○	実証対象機器の据え付け方法、据え付けに際して配慮すべき事項
実証対象機器の準備運転	試験までの間における試運転の実施方法
試験の準備○	試験に必要な仮設物の設置方法
実証対象機器の稼働○	試験期間中における機器の運転方法、維持管理方法等
運転○	運転方法、運転状況の記録方法
維持管理○	維持管理の方法、消費エネルギー、廃棄物の発生量、維持管理に要するコスト等の状況の記録
設置条件関連項目○	気温、湿度、降水量等設置場所の気象条件
試験の方法	試験を行う項目とその試験方法
試験条件	試験実施時における機器の使用環境(例えば、稼働率、試験に供する試料(環境負荷の濃度、量等)、気温)、試験期間等
性能試験項目	汚染物質等の濃度及び関連する項目の測定方法、測定時期、測定頻度、精度管理方法等
周辺環境影響項目等○	周辺環境への影響の把握に必要な項目等の測定方法、測定時期、測定頻度、精度管理方法等
実証計画	実証計画として定める事項
取りまとめ	
実証結果	性能試験項目、周辺環境影響項目等の測定値の取扱方法、計算方法、集計方法等、実証試験結果を含む
実証報告書・報告書概要版の作成	実証報告書・報告書概要版に記載する事項、取りまとめ方法
付録	参考となるJISの番号等を記載する。 手数料の項目を定める資料を添付する(事業実施要領第2部に該当する分野のみ)。

○：現地に設置して実証試験を実施する場合に必要な構成

(別紙3) 申請書に記載する事項

1. 実証申請者に関する情報（名称、所在地等）
2. 技術に関する概要
 - 1) 技術の仕様・製品データ
 - 2) 先進性（特徴・長所・セールスポイント・先進性）
 - 3) 技術の原理
 - 4) 技術の商業化・開発状況・納入実績
 - 5) 環境の改善又は保全効果
 - 6) 副次的に発生する環境影響
 - 7) 実証試験の実証項目案及びコスト概算
 - 8) 自社による試験方法及びその結果
3. 技術に関する情報
 - 1) 2. 1) を補足する非公開情報
 - 2) 2. 2) を補足する非公開情報
 - 3) 2. 3) を説明する科学的なエビデンス
 - 4) 2. 4) を補足する非公開情報
 - 5) 2. 5) を補足する非公開情報
 - 6) 2. 6) を補足する非公開情報
 - 7) 比較可能な技術
4. 技術の性能に関する情報
5. 技術の性能を裏付ける申請者により作成された試験データと試験手法に関する情報
6. 実証試験にかかる実証項目案及びコスト概算に関する情報
7. 技術に関連する法規制や規格
8. 技術の利用者等に関する情報。

以下は、最低限必要と考えられるもの。

 - 1) 技術の稼働・使用条件等
 - 2) 補修、保守に関する条件等
 - 3) 通常想定される条件下で技術の機能が維持される期間
 - 4) 使用にあたり当たり、必要とされる安全衛生上の措置等

(別紙4) 実証計画に記載する事項

1. 実証機関に関する情報（名称、所在地等）
2. 実証申請者に関する情報（名称、所在地等）
3. 実証計画の発行日等、計画を特定する情報
4. 技術に関する情報
5. 実証項目、目標値及びその測定方法の一覧
6. 実証の詳細な手順及び専門的観点からの留意点の明記
7. 試験データに関する要求事項の規定（品質、試験条件等を含む。）
8. 試験データの品質を担保する情報

(別紙5) 実証報告書及び実証報告書概要版に記載する事項

1. 実証報告書に記載する事項

- 1) 実証機関に関する情報（名称、所在地等）※
- 2) 実証申請者に関する情報（名称、所在地等）※
- 3) ロゴマーク及びその発行日※
- 4) 実証日（試験期間等の情報）
- 5) 技術に関する情報
- 6) 試験結果
- 7) 試験結果に基づく実証結果
（実証項目の数値、試験条件等を含む。）
- 8) 実証結果に関する考察※
- 9) 実証機関が取得している認証等※
- 10) 参考情報※

注1) ※が付いている項目については、2. の報告書概要版でも記載すべき事項

注2) 8) について、性能値を満たしたかどうか、満たさない場合にはその理由を考察して記載する。

2. 実証報告書概要版に記載する事項（※を含む）

- 1) 技術に関する情報（要旨）
- 2) 実証機関が取得済みの認証等に関する周辺情報

(別紙6)

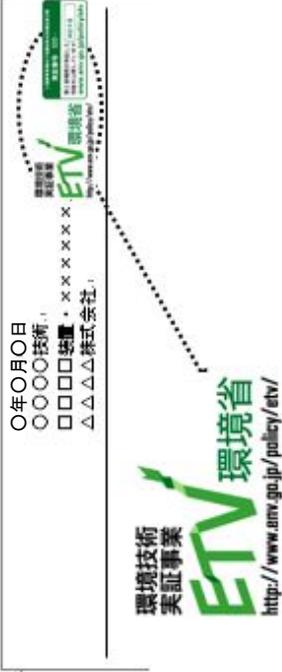
実証報告書作成要領 Ver. ~~2.1~~

平成 ~~29~~30 年 ~~1~~12 月 ~~12~~20 日

本実証報告書作成要領は、各技術分野の実証要領に記載されている実証報告書の作成について、各項目に関して具体的な例を交えて記載方針についてまとめたものである。実証報告書作成の際に、参考情報として活用いただきたい。

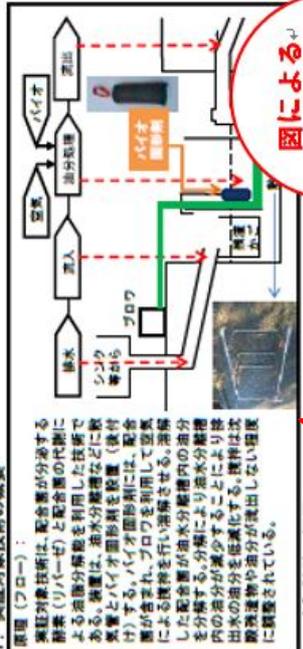
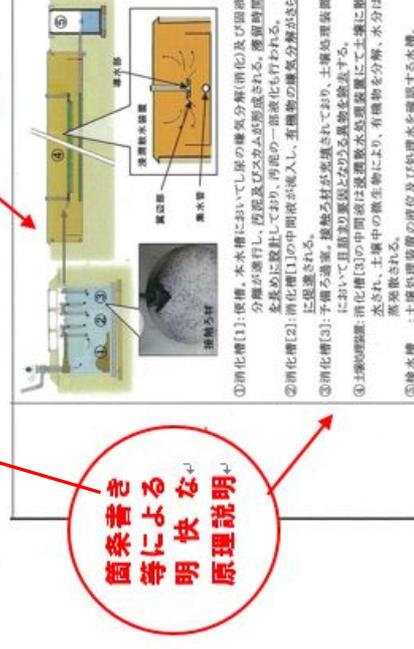
実証報告書作成要領の目次

I	実証報告書全体	2
1	作成の観点	
2	編集上の留意点	
II	概要（概要版）	5
1	実証対象技術の概要	
2	実証の概要	
3	過去に調査した試験データの活用の検討（必要な場合）	
4	実証結果と考察	
5	参考情報	
III	本編（詳細版）	9
1	実証の概要と目的	
2	実証内容	
1)	実証の内容、方針、実証項目等	
2)	実証参加組織と実証参加者の責任分掌	
3)	実証対象技術(機器等)の概要	
4)	試験(場所、機関またはその他の条件)等の概要	
3	過去に調査した試験データの活用の検討(必要な場合)	
4	試験結果	
5	試験結果に基づく実証結果	
6	実証結果に関する考察	
	付録： 専門用語集、品質管理に関する事項等の情報(必要な場合)	
	資料編：野帳、データシートの写し、写真集等	

項目		区分	記載要領	記載例
I 実証報告書全体	1. 作成の観点	必須	<p>①客観性、第三者性の確保 実証報告書は、実証申請者にとって過度に有利・不利なものでなく、「第三者実証」の趣旨を十分に体现した内容とする。</p> <p>技術のPRに自由度の確保は必要だが、実証報告書に記載する項目は、試験結果等から客観的に導かれる事項に限り、客観性や裏付けのない事項を記載するとか、誇張を迫認するようなことがないように留意する。</p>	
	2. 編集上の留意点	必須	<p>①実証報告書頁数 実証報告書頁数は、本文を概ね50頁以内程度で作成し、必要な詳細データは参考資料として巻末に添付することとする。</p>	<p>これまでの提出・承認された実証報告書の多くは、本文が50頁程度で作成されている。</p>
		必須	<p>②ヘッダ 全ページのヘッダにETV共通ロゴマークを明記する。上記1)と同様に、ロゴマークのデータ未入手の段階では表示スペースを確保しておくことで問題ない。ロゴマークを入手し、表示する際はロゴマークの発行日も記載する。</p>	 <p>The image shows the ETV logo with the text '環境技術実証事業' (Environmental Technology Verification Business) and 'ETV 環境省' (ETV Ministry of Environment). Below it is the URL 'http://www.amev.go.jp/policy/etv/'. To the right, there is a header template for a report page, including a date field '〇年〇月〇日', a logo field '〇〇〇〇技術', a company name field '〇〇〇〇装置・〇〇〇〇株式会社', and a small ETV logo.</p>

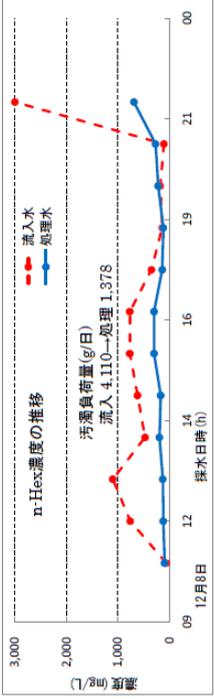
<p>I 実証報告書全体 (続き)</p>	<p>2. 編集上の留意点 (続き)</p>	<p>①表紙 (1)ロゴマーク 表紙に実証番号及びETV 個別ロゴマークを明記する。実証番号をロゴマークとは別に文字データ(テキストデータ)にて記載する。 実証番号及びロゴマークは、環境省より交付するものを用いる。実証報告書作成段階でロゴマークのデータ未入手の段階では表示スペースを確保しておくことで問題ない。ロゴマークを入手し、表示する際はロゴマークの発行日も記載する。</p> <p>(2)実証申請者に関する情報 実証申請者の名称及び所在地</p> <p>(3)実証対象技術に関する情報 実証対象技術の商品名・呼称等を記載する。</p> <p>(4)実証機関に関する情報 実証機関の名称及び所在地、取得済みの認証等に関する周辺情報を記載する。</p>	<p><表紙></p> 
-----------------------	------------------------	---	---

I 実証 報告書全 体 (続き)	2. 編集 上の留意 点 (続 き)	推奨	<p>③目次</p> <p>目次は、読み手が記載場所を認識できるよう、分野ごとの特性・事情を踏まえつつ、大項目に関して以下の構成で揃える。</p> <p>なお、大項目以降(3.1、3.2、・・・等)については、分野や実証の特性に応じて、より理解しやすいと考えられる構成とする。以下に、目次の大項目の例を示す。</p> <p>目次の大項目 (例)</p> <p>概要 (概要版)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実証対象技術の概要 2 実証の概要 3 過去に調査した試験データの活用の検討※ 4 実証結果と考察 5 参考情報 <p>本編 (詳細版)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実証の概要と目的 2 実証内容 <ol style="list-style-type: none"> 1) 実証の内容、方針、実証項目等 2) 実証参加組織と実証参加者の責任分掌 3) 実証対象技術(機器等)の概要 4) 試験(場所、機関またはその他の条件)等の概要 3 過去に調査した試験データの活用の検討※ 4 試験結果 5 試験結果に基づく実証結果 6 実証結果に関する考察 <p>付録：専門用語集、品質管理に関する事項等の情報※ 資料編：野帳、データシートの写し、写真集等 ※部分は、必要な場合に記載する項目。</p>	<p><目次></p> <p>目次</p> <p>○全体概要……………1.</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 実証対象技術の概要 2. 実証の概要 3. 実証結果及び考察 4. 参考情報 <p>○本編……………5.</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 導入と背景、実証試験の体制 <ol style="list-style-type: none"> 1.1 導入と背景 1.2 実証参加組織と実証参加者の分掌 2. 実証対象技術及び実証対象製品の概要 <ol style="list-style-type: none"> 2.1 実証対象技術の原理と機器構成 2.2 実証対象技術の仕様と処理能力 3. 実証実施場所の概要 <ol style="list-style-type: none"> 3.1 事業状況 <ol style="list-style-type: none"> 3.1.1 排水の状況 3.1.2 実証対象技術の配置 3.2 既存データの活用 <ol style="list-style-type: none"> 4.1 既存データの取得 4.2 既存データの活用の検証 4. 実証の方法と実施状況 <ol style="list-style-type: none"> 5.1 実証全体の実施日程表 5.2 監視項目 5.3 水質等実証項目 5.4 運転及び維持管理項目 (方法と実施日) 5. 試験結果 <ol style="list-style-type: none"> 6.1 監視項目 6.2 水質等実証項目 6.3 運転及び維持管理実証項目 6.4 異常個についての報告 6. 試験結果に基づく実証結果 (総括：試験結果から見た実証対象技術の特徴について) 7. 実証結果に関する考察 8. 実証結果に関する考察 <p>○付録 (品質管理)……………28.</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. データの品質管理 2. 品質管理システムの監査 <p>○資料……………29.</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 実証試験のデータ詳細 2. 水質の状況 3. 用語の解説
---------------------------	-----------------------------	----	---	--

<p>II 概要 (概要 版)</p>	<p>1. 実証 対象技術 の概要</p>	<p>必須</p>	<p>①原理、機器構成、仕様等 実証対象技術の概要は、原理、機器構成、仕様 等も記載する。読み手が視覚的に理解できるよ う、システム図、フロー図、製品現物・試験設備 の写真等を掲載するなど配慮すること。システム 図及びフロー図の掲載が困難な商品等は、その寸 法等がわかるよう工夫した写真を掲載する。</p>
<p><原理の表記> (有機性排水処理技術分野)</p> <p>1. 実証対象技術の概要 原理(フロー)： 実証対象技術は、配合薬が分解する 酵素(リパーゼ)と配合薬の代謝に よる油膜分解を利用した技術に ある。装置は、油水分離槽など新 技術とパイプライン形を併用(後付 け)する。パイプラインには、配合 薬が含まれ、ブロウを利用して空 気による原料の溶解を促す。溶解 した配合薬が油水分離槽内の油分 を分解する。分解により油水分離槽 内の油分が減少することにより除 油排水槽より油分が流出しない程度 に調整されている。</p>  <p>図による 仕組みの 説明</p>	<p>(自然地域トイレスし尿処理技術分野)</p>  <p>簡素書き 等による 明快な 原理説明</p> <p>①消化槽[1]: 便槽、本水槽においてし尿の嫌気分解(消化)及び固液 分離が進行し、汚泥及び空ぶりが形成される。産生汚泥 多量めに回収しており、汚泥の一部酸化も行われる。 ②消化槽[2]: 消化槽[1]の中間液が流入し、有機物の嫌気分解が盛 に促進される。 ③消化槽[3]: 浮遊材が充填されており、土壌処理装置 において且固まり要因となる異物を除去する。 ④土壌処理装置: 消化槽[3]の中間液は浸透散水処理装置にて土壌に散 水され、土壌中の微生物により、有機物を分解、水分は 蒸発散される。 ⑤排水槽 : 土壌処理装置の水位及び処理水を調節する水槽。</p>		

<p>II 概要 (概要 版) (続 き)</p>	<p>1. 実証 対象技術 の概要 (続き)</p>	<p>必須</p>	<p>②技術の特徴(メリット)等 実証対象技術を導入することによるメリットや特徴を実証報告書の冒頭に記載し、それを実証する、というストーリーは読み手にとってわかりやすいと思われる。 記載したメリット(特徴)が実証の範囲内である等の場合には、実証申請者の主張をそのまま掲載するのではなく、実証機関や技術実証検討会等の知見をもとに、ある程度の整理を行ってよい。一方、記載したメリット(特徴)が実証試験の対象外だった場合には、以下のいずれかの対応を検討する。 (1) 「実証申請者が申請した内容」と「実証結果」を明確に分けて記載することが可能なようであれば、実証機関のほうでそのような目次構成等を検討いただく。 (2) 実証の対象外の内容に対し、「以下の情報は、環境技術開発者が自らの責任において申請した内容及びその情報を引用したものです。」との注釈(できれば肯定的な表現としたい)等を付す。 なお、いずれの場合でも、誇大な表現にならないよう留意が必要である。</p>	<p><実証対象技術のメリット表記> (地球温暖化対策技術分野(照明用エネルギー低減技術(放射板・拡散板等))</p>	<p>【技術の特徴・セールスポイント】 従来器具(FLR40×2 灯用)と比較して省エネ、省資源の照明器具である。従来器具幅よりも少し大きくすることができ、従来器具跡を被い隠すことができる。</p>
---------------------------------------	--	-----------	---	---	--

<p>II 概要 (概要 版) (続き)</p>	<p>1. 実証 対象技術 の概要 (続き)</p>	<p>必須</p>	<p>②設置条件、コスト等 当該技術を設置・導入する時に必要な設置条件 やコストについての情報は、ユーザーが設置・導 入しようとする時の前提条件としてきわめて重要 であるため、可能な限り（参考情報）に具体的に 記載してもらおうよう、実証申請者に働きかける。 コストとは、設置コスト、維持管理コスト、運 転コスト等をいうが、技術の特性により適宜選択 する。例えば、塗料等の場合は価格、機器類であ れば電気代、油脂費、燃料費が運転費に当たる。</p>	<p>＜設置条件＞ (地球温暖化対策技術分野（照明用エネルギー低減技術 （反射板・拡散板等））)</p> <table border="1" data-bbox="384 210 515 949"> <tr> <td>設置 条件</td> <td>対応する室内環境 5～35℃の範囲で使用ください。</td> </tr> <tr> <td>設 置 条 件</td> <td>定格電源電圧 100～254Vで使用してください。</td> </tr> <tr> <td>設 置 条 件</td> <td>水や湿気の多い場所、腐食性ガスが出る場所では使用できません。</td> </tr> <tr> <td>設 置 条 件</td> <td>その他設置場所 等の制約条件</td> </tr> </table> <p>(ヒートアイランド対策技術分野(地中熱・下水等を利用した ヒートポンプ空調システム))</p> <table border="1" data-bbox="616 210 730 949"> <tr> <td>設置条件</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 地下水が豊富に利用できる地域であること。(当システムでは、希稜房出 力約50kWに対して最大水量が90$\frac{l}{min}$程度) ● 地下水の流動性が高く、還元水が滞りなく流れること。 ● 既存の井戸があれば、初期コストは大幅に削減できる。 </td> </tr> </table> <p>＜コスト情報＞ (閉鎖性海域における水環境改善技術分野)</p> <table border="1" data-bbox="831 210 1139 949"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単価</th> <th>数量</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産廃処理工</td> <td></td> <td></td> <td>(合計) 14,689,600円</td> </tr> <tr> <td>産廃処理工</td> <td></td> <td></td> <td>(計) 12,709,600円</td> </tr> <tr> <td>プラント搬入組立・解体撤出費</td> <td>570,000</td> <td>1式</td> <td>570,000円</td> </tr> <tr> <td>産廃装置運搬(機械、電源費)</td> <td>86,380</td> <td>70日</td> <td>6,046,600円</td> </tr> <tr> <td>産廃工(労務費4人、諸雑費)</td> <td>17,600</td> <td>70日</td> <td>5,103,000円</td> </tr> <tr> <td>脱水土運搬(10t.ユニツク車)</td> <td>55,000</td> <td>18台</td> <td>990,000円</td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td></td> <td></td> <td>(計) 1,980,000円</td> </tr> <tr> <td>無機系殺菌剤</td> <td>1,200</td> <td>1,650kg</td> <td>1,980,000円</td> </tr> <tr> <td>処理対象 1㎡あたり (面積 2,200㎡×底質厚 0.20m=440㎡)</td> <td></td> <td></td> <td>33,385円</td> </tr> </tbody> </table>	設置 条件	対応する室内環境 5～35℃の範囲で使用ください。	設 置 条 件	定格電源電圧 100～254Vで使用してください。	設 置 条 件	水や湿気の多い場所、腐食性ガスが出る場所では使用できません。	設 置 条 件	その他設置場所 等の制約条件	設置条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 地下水が豊富に利用できる地域であること。(当システムでは、希稜房出 力約50kWに対して最大水量が90$\frac{l}{min}$程度) ● 地下水の流動性が高く、還元水が滞りなく流れること。 ● 既存の井戸があれば、初期コストは大幅に削減できる。 	項目	単価	数量	計	産廃処理工			(合計) 14,689,600円	産廃処理工			(計) 12,709,600円	プラント搬入組立・解体撤出費	570,000	1式	570,000円	産廃装置運搬(機械、電源費)	86,380	70日	6,046,600円	産廃工(労務費4人、諸雑費)	17,600	70日	5,103,000円	脱水土運搬(10t.ユニツク車)	55,000	18台	990,000円	消耗品費			(計) 1,980,000円	無機系殺菌剤	1,200	1,650kg	1,980,000円	処理対象 1㎡あたり (面積 2,200㎡×底質厚 0.20m=440㎡)			33,385円
設置 条件	対応する室内環境 5～35℃の範囲で使用ください。																																																					
設 置 条 件	定格電源電圧 100～254Vで使用してください。																																																					
設 置 条 件	水や湿気の多い場所、腐食性ガスが出る場所では使用できません。																																																					
設 置 条 件	その他設置場所 等の制約条件																																																					
設置条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 地下水が豊富に利用できる地域であること。(当システムでは、希稜房出 力約50kWに対して最大水量が90$\frac{l}{min}$程度) ● 地下水の流動性が高く、還元水が滞りなく流れること。 ● 既存の井戸があれば、初期コストは大幅に削減できる。 																																																					
項目	単価	数量	計																																																			
産廃処理工			(合計) 14,689,600円																																																			
産廃処理工			(計) 12,709,600円																																																			
プラント搬入組立・解体撤出費	570,000	1式	570,000円																																																			
産廃装置運搬(機械、電源費)	86,380	70日	6,046,600円																																																			
産廃工(労務費4人、諸雑費)	17,600	70日	5,103,000円																																																			
脱水土運搬(10t.ユニツク車)	55,000	18台	990,000円																																																			
消耗品費			(計) 1,980,000円																																																			
無機系殺菌剤	1,200	1,650kg	1,980,000円																																																			
処理対象 1㎡あたり (面積 2,200㎡×底質厚 0.20m=440㎡)			33,385円																																																			
<p>II 概要 (概要 版) (続 き)</p>	<p>2. 実証 の概要</p>	<p>必須</p>	<p>技術の特徴、実証の目的、実証期間、実証の全 体の概要を簡潔に記載する。</p>																																																			

	3. 過去に調査した試験データの活用 の検討	推奨	<p>実証申請者により過去に調査して作成された試験データがあれば、活用を検討する。図解を用いて、分かりやすく示す。</p>	<p>＜過去に調査した試験データの活用の検討＞ (有機性排水処理技術分野)</p> <div data-bbox="347 241 746 949"> <p>3. 実証試験結果 3.1 既存データの活用</p> <p>自社試験として、流入のない夜間における油分濃度の変化を確認しているほか(本編 12 頁 4.1(1) 項参照)、実証対象製品を設置した油水分離槽の流入水及び流出水における油分濃度を測定している。始業から終業までの期間を調査している(本編 13 頁 4.1(2) 項参照)。その結果、汚濁負荷量から求めた除去効率は、66%であった。</p>  <p>図 既存データの結果 (採水日：平成26年12月8日(月))</p> </div>
--	---------------------------	----	---	--

<p>II 概要 (概要 版) (続 き)</p>	<p>5. 参考 情報</p>	<p>必須</p>	<p>参考情報は、実証済技術を導入しようとするユーザーが技術の概要を理解できるようにするために、右記の様式例を参考とする。特に、設置条件は重要であるため、可能な限り(参考情報)に具体的に記載してもらおうよう、実証申請者に働きかける。 参考情報の見出しは実証報告書上ではかっこ書きで(参考情報)と記載する。 (参考情報)に記載する内容例 製品名、型番、企業名及びその連絡先、 設置条件、導入条件、必要なメンテナンス、 耐候性・製品寿命、施工性、コスト</p>	<p>(参考情報)</p> <p>項目 製品名・型番 製造(販売)企業名 連絡先 TEL/FAX Webアドレス E-mail 設置・導入条件 必要なメンテナンス 耐候性と製品寿命等 施工性 コスト概算 (条件:)</p> <p>実証申請者または開発者 記入欄</p> <p>TEL : http:// @</p> <p>FAX :</p> <p>イニシャルコスト メンテナンスコスト 合計 合計</p> <p>このページに示された情報は、技術広報のために実証申請者または開発者が自ら責任において申請した内容であり、環境省及び実証機関は、内容に関して一切の責任を負いません。</p>
<p>III 本編 (詳細 版)</p>	<p>1. 実証 の概要と 目的 2. 実証 の内容 (続き)</p>	<p>必須</p>	<p>技術の特徴、実証の目的、実証期間、実証の全体の概要を簡潔に記載する。 1) 実証の内容、方針、実証項目等</p>	

<p>Ⅲ 本編 (詳細 版) (続 き)</p>	<p>2. 実証 の内容 (続き)</p>	<p>必須</p>	<p>2) 実証体制と実証参加者の責任分掌</p> <p>① 実証体制</p> <p>実証に参加する組織、実証体制について、基本的に右記の様式で記載する。</p>
<p>< 実証体制 ></p> <p>環境省 総合環境政策局 総務課環境研究技術室</p> <p>環境運営の委託</p> <p>実証試験等の委託</p> <p>【実証運営機関】 株式会社エックス都市研究所</p> <p>↑ 連携・協力 ↓</p> <p>【実証機関】 一般財団法人建材試験センター</p> <p>理事長</p> <p>中央試験所</p> <p>所長</p> <p>環境グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証試験の運営管理 ・実証対象技術所の審査 ・品質管理システムの構築 ・実証試験計画の策定 ・実証試験の実施・運営 ・実証試験データ・情報の管理 ・実証試験結果報告書の作成 ・その他実証試験業務で定められた業務 <p>材料グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証試験計画の策定 ・実証試験の実施 <p>事務局</p> <p>経営企画部 調査研究課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証対象技術所の公募 ・技術実証委員会の設置・運営 ・実証試験データ・情報の管理 <p>総務部経理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の経理業務 <p>設置</p> <p>技術実証検討会</p> <p>実証に係る申請・協力</p> <p>【実証申請者】</p> <p>大日本印刷株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実証機関への必要な情報提供と協力 ・ 実証対象製品の準備と関連資料の提供 ・ 費用負担及び責任をもって実証対象製品の運搬等を実施 ・ 既存の生産データの提供 ・ 実証試験報告書の作成における協力 			

＜実証参加者と責任分掌＞

表 2-1 実証試験参加者と責任分掌

区分	実証試験参加機関	責任分掌	参加者
		実証試験の運営管理	中央試験所 ・萩原 伸治 ・田坂 太一 材料グループ ・鈴木 敏夫 ・大島 明
		実証対象技術の公募・審査	
		技術実証委員会の設置・運営	
		品質管理システムの構築	
		実証試験計画の策定	
実証機関	財団法人 建材試験センター	実証試験の実施・運営	経営企画部 調査研究課 ・藤本 達江 ・鈴木 智也 ・村上 哲也
		実証試験費用負担	中央試験所 所長 ・黒木 勝一
実証申請者	オリジン電気株式会社	実証対象製品 既存の性能データの提供	資料事業部 技術部長 ・岡部 敬三
		実証試験報告書の作成における協力	

実証機関と実証申請者、実証機関内担当者間の責任分掌を明確にする

②実証参加者と責任分掌
 実証参加者と責任分掌の記載については、右記の様式を基本とする。実証機関において実証報告書の発行権限を持つ責任者と実証申請者を明記分掌するとともに、その責任分掌を記載する。

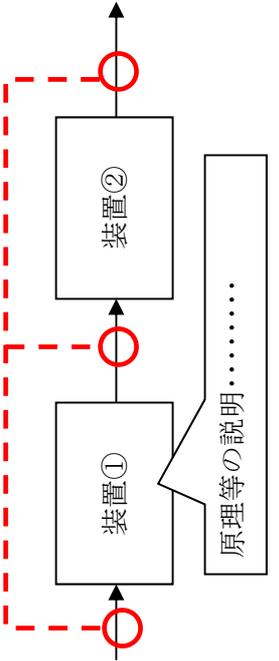
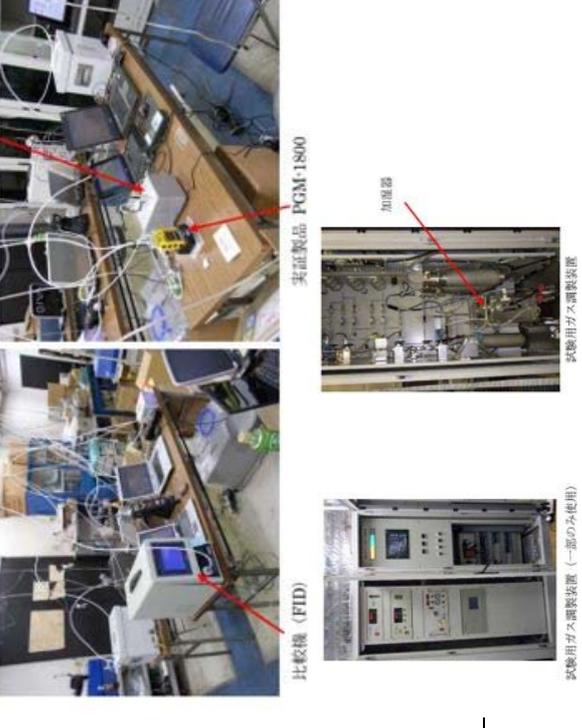
必須

2. 実証の内容
 (続き)

III 本編
 (詳細版) (続き)

必須

3) 実証対象技術 (機器等) の概要
 実証対象技術の概要を及び技術の特徴を記載する。また、装置や周辺機器の仕様、処理フロー、装置の実寸や容積等の仕様、設計図、設置方法、運転、維持管理方法、装置の運転条件設定等を示す。

<p>Ⅲ 本編 (詳細 版) (続 き)</p>	<p>2. 実証 の内容 (続き)</p>	<p>必須</p>	<p>4) 試験場所 (またはその他の条件) 等の概要</p> <p>①実証の概要</p> <p>実証時の試験方法・条件、システム全体構成、試験実施場所、監視項目、目標とする数値等をわかりやすく記載する。なお、目標とする数値については、その根拠も可能な限り示すことが望ましい。実証時のシステム全体構成を視覚的に理解するためのシステム図、フロー図、写真等を用いる。写真等は、装置の全体像、主要部、測定器等の設置状況がわかる写真等を使用することが望ましい。フロー図は基本原理や各プロセス(装置、水槽等)の機能の説明書きが付されたものを使用する。書き方・表現方法は、技術の特性に応じて適切なものを選択する。</p> <p>なお、記載に当たり、実証申請時や実証計画の策定時等の段階で、実証申請者に対し情報提供を求めるとも一案とする。</p> <p>また、システム図、フロー図、写真等に関して、実証申請者からノウハウに係わる部分の掲載が認められない場合は、機密情報を除いた形で何らかの視覚化ができないか、検討することが望ましい (機密情報を排除した視覚化が難しい等の場合には、やむを得ないものとする)。</p>
<p><試験時のシステム構成等></p> <p>装置の前後で測定することにより各装置の効果がわかる。出口側が入口側より値が地行ければこれが除去効果を意味し、除去率が計算できる。 除去率%=(入口と出口の値の差)÷入口の値</p>			
<p>ラボ試験の写真等の記載例 (VOC等簡易測定技術分野)</p>			

<p>Ⅲ 本編 (詳細 版) (続 き)</p>	<p>3. 過去 に調査し た試験デ ータの活 用の検討</p>	<p>推奨</p>	<p>実証申請者により過去に調査して作成された試験データがあれば、活用を検討する。図解を用いて、分かりやすく示す。</p>
	<p>4. 試験 結果</p>	<p>必須</p>	<p>試験の結果を表やグラフを用いて明記する。実証項目の結果の技術的適切性を説明するために必要なデータをできるだけ明記する。計測器等で計測されたデータについては、基本的に加工(計算)前の値も必ず記載する。また、試験に影響する因子(例えば、気温、気象条件等)についても可能な限り掲載するものとする。</p> <p>加工前のデータについては、量が多い場合は範囲○○～○○、最大値・平均値・最小値のような書き方も一例である。</p>

＜実証項目の測定結果＞
(湖沼水質浄化技術分野)

3. 実証試験結果
水質：各項目において、浚渫直後では差が少ないものの、対象区に比べ低い濃度で推移し、SSと透明度については、時折大きく差が開き、試験期間を通じ概ね目標を達成した。特に、6月調査の試験区の透明度は高く、湖底面が確認できた。(図1)

図1 水質調査の推移

注) 表、グラフ、イラスト等を活用してわかりやすく記載する。
棒グラフ、折れ線グラフ、円グラフ等の選択は自由である。

<p>Ⅲ 本編 (詳細 版) (続 き)</p>	<p>5. 試験 結果に基 づく実証 結果</p>	<p>必須</p>	<p>試験の結果の読み方に関して、判断基準をわかりやすく記載する。</p>	<p>＜試験結果に基づく実証結果＞ (ヒートアイランド対策技術分野 (建築物外皮による空調負荷低減等技術))</p> <p>5.1.2. 空調負荷低減等性能実証項目 (数値計算) (1) 実証項目の計算結果 【算出対象区域: LJD部 (住宅)、事務室南側部 (オフィス)】 比較対象: フィルム貼付前</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">東京都</th> <th colspan="2">大阪府</th> </tr> <tr> <th>住宅(戸建木造)</th> <th>オフィス</th> <th>住宅(戸建木造)</th> <th>オフィス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冷房負荷低減効果^{*1} (夏季1ヶ月)</td> <td>97 kWh/月 (523kWh/月 → 426kWh/月) 18.5%低減</td> <td>231 kWh/月 (1,092kWh/月 → 861kWh/月) 21.2%低減</td> <td>102 kWh/月 (583kWh/月 → 481kWh/月) 17.5%低減</td> <td>251 kWh/月 (1,232kWh/月 → 981kWh/月) 20.4%低減</td> </tr> <tr> <td>電気料金</td> <td>472 円低減</td> <td>894 円低減</td> <td>526 円低減</td> <td>853 円低減</td> </tr> <tr> <td>冷房負荷低減効果^{*1} (夏季6~9月)</td> <td>307 kWh/4ヶ月 (1,443kWh/4ヶ月 → 1,136kWh/4ヶ月) 21.3%低減</td> <td>543 kWh/4ヶ月 (2,378kWh/4ヶ月 → 1,835kWh/4ヶ月) 22.8%低減</td> <td>336 kWh/4ヶ月 (1,648kWh/4ヶ月 → 1,312kWh/4ヶ月) 20.4%低減</td> <td>627 kWh/4ヶ月 (2,815kWh/4ヶ月 → 2,188kWh/4ヶ月) 22.3%低減</td> </tr> <tr> <td>電気料金</td> <td>1,502 円低減</td> <td>2,089 円低減</td> <td>1,740 円低減</td> <td>2,115 円低減</td> </tr> <tr> <td>室温上昇抑制効果^{*2} (夏季15時)</td> <td>2.9℃ (40.7℃→37.8℃)</td> <td>0.2℃ (40.3℃→40.1℃)</td> <td>3.3℃ (41.4℃→38.1℃)</td> <td>0.3℃ (40.3℃→40.0℃)</td> </tr> </tbody> </table> <p>一般消費者には熱負荷の低減効果を示すだけでは理解しにくいいため、電気料金等のわかりやすい指標に換算した例</p> <p>*1: 夏季1ヶ月 (8月) 及び夏季 (6~9月) において稼働した場合の冷房負荷低減効果 *2: 8月1日15時における対象部での室温の抑制 *3: 冷房を行わないときの室温 *4: 平均放射温度 (MRT) を考慮した温度 (空気温度) 注) 数値計算は、モデル的な住宅及びオフィスを想定し、実際の導入環境とは異なる。</p>		東京都		大阪府		住宅(戸建木造)	オフィス	住宅(戸建木造)	オフィス	冷房負荷低減効果 ^{*1} (夏季1ヶ月)	97 kWh/月 (523kWh/月 → 426kWh/月) 18.5%低減	231 kWh/月 (1,092kWh/月 → 861kWh/月) 21.2%低減	102 kWh/月 (583kWh/月 → 481kWh/月) 17.5%低減	251 kWh/月 (1,232kWh/月 → 981kWh/月) 20.4%低減	電気料金	472 円低減	894 円低減	526 円低減	853 円低減	冷房負荷低減効果 ^{*1} (夏季6~9月)	307 kWh/4ヶ月 (1,443kWh/4ヶ月 → 1,136kWh/4ヶ月) 21.3%低減	543 kWh/4ヶ月 (2,378kWh/4ヶ月 → 1,835kWh/4ヶ月) 22.8%低減	336 kWh/4ヶ月 (1,648kWh/4ヶ月 → 1,312kWh/4ヶ月) 20.4%低減	627 kWh/4ヶ月 (2,815kWh/4ヶ月 → 2,188kWh/4ヶ月) 22.3%低減	電気料金	1,502 円低減	2,089 円低減	1,740 円低減	2,115 円低減	室温上昇抑制効果 ^{*2} (夏季15時)	2.9℃ (40.7℃→37.8℃)	0.2℃ (40.3℃→40.1℃)	3.3℃ (41.4℃→38.1℃)	0.3℃ (40.3℃→40.0℃)
	東京都		大阪府																																			
	住宅(戸建木造)	オフィス	住宅(戸建木造)	オフィス																																		
冷房負荷低減効果 ^{*1} (夏季1ヶ月)	97 kWh/月 (523kWh/月 → 426kWh/月) 18.5%低減	231 kWh/月 (1,092kWh/月 → 861kWh/月) 21.2%低減	102 kWh/月 (583kWh/月 → 481kWh/月) 17.5%低減	251 kWh/月 (1,232kWh/月 → 981kWh/月) 20.4%低減																																		
電気料金	472 円低減	894 円低減	526 円低減	853 円低減																																		
冷房負荷低減効果 ^{*1} (夏季6~9月)	307 kWh/4ヶ月 (1,443kWh/4ヶ月 → 1,136kWh/4ヶ月) 21.3%低減	543 kWh/4ヶ月 (2,378kWh/4ヶ月 → 1,835kWh/4ヶ月) 22.8%低減	336 kWh/4ヶ月 (1,648kWh/4ヶ月 → 1,312kWh/4ヶ月) 20.4%低減	627 kWh/4ヶ月 (2,815kWh/4ヶ月 → 2,188kWh/4ヶ月) 22.3%低減																																		
電気料金	1,502 円低減	2,089 円低減	1,740 円低減	2,115 円低減																																		
室温上昇抑制効果 ^{*2} (夏季15時)	2.9℃ (40.7℃→37.8℃)	0.2℃ (40.3℃→40.1℃)	3.3℃ (41.4℃→38.1℃)	0.3℃ (40.3℃→40.0℃)																																		

<p>Ⅲ 本編 (詳細 版) (続 き)</p>	<p>6. 実証 結果に関 する考察</p>	<p>必須</p>	<p>実証の結果の記載にとどまらず、その結果を踏 まえた実証に関する考察を記載する。</p> <p>① 考察の視点の例</p> <p>(1) 実証事業としての意義</p> <p>(2) 期待される導入効果等 (実証結果から導き出される性能の確認、 目標とする数値をいかに満たしたかの説明、 設定条件が結果に及ぼした影響、 実証結果以外に期待される導入効果等)</p> <p>(3) 技術としての新規性</p> <p>(4) 比較可能な技術に対する優位性 (経済性等)</p> <p>(5) 技術開発の可能性 (技術実証検討会等における技術的アドバイ ス、「この点を改善すればより大きな効果が 出る可能性がある」等)</p> <p>(6) 普及拡大に向けた課題 等</p> <p>なお、目標とする数値の設定根拠を可能な限り 示すことが望ましい。</p> <p>考察の書き方は、技術の内容、特性により異な るため実証機関の自由裁量による。</p> <p>申請者に対しては、試験結果に基づき実証結果 及び実証結果に関する考察に対して確認を求め る。申請者からの確認結果等は、可能な限り考察 に含める。</p>
<p><実証結果に関する考察> (ヒートアイランド対策技術分野 (地中熱・下水等を利用し たヒートポンプ空調システム))</p>	<p>7. 考 察</p> <p>(1)開放型 (オープンループ) 地中熱利用方法 地下水を汲み上げてヒートポンプの熱源として利用する方法は、開放熱 やU字管などの配管を省略できるため、初期費用の安い地中熱の利用方法 の地中熱は1年を通してほぼ15℃で安定しており、地中熱源として理想的 するためには、100m 級のボアホールが3~4本必要となる。地下水を利用すること 元井をそれぞれ1本ずつこの熱量を供給できている。地下水利用の長所が、いかに さらに今回のように既存のボアホールを利用できれば、初期コストを大幅に削減でき、今後の地下水利用の 拡大に期待できる。 なお、本実証対象技術では、排水温度調整を付けて、地下水の利用量を必要最小限にするように工 夫をしている。</p> <p>(2)環境技術実証事業における初めての蓄熱の運用 環境技術実証事業におけるシステム全体の運用は、これまで単独の 機能が重視される地域で実施されてきたので、富士山のようながらんどで 試験は今回が初めてである。これまで関東圏で実施した実証試験は、 と暖房期間の地中からの採熱量はほぼ同等か採熱量の方が若干少ない程 度は地中からの採熱量の方が非熱量より2割程度多かった。今後、いろ んなデータを公開されることにより、その地中にもっとも適した地中熱利用 とを期待できる。また、地中熱利用が拡大するにしたがって、地中温度が変動 し、地中温度のモニタリングを強化することが必要になると考えられる。</p> <p>(3)熱交換器に関する実証項目 図 6-10(2) (本編 35 ページ) 及 び表 6-10(2) (本編 36 ページ) 及 び表 6-10(3) (本編 37 ページ) 及 び表 6-10(4) (本編 38 ページ) 及 び表 6-10(5) (本編 39 ページ) 及 び表 6-10(6) (本編 40 ページ) 及 び表 6-10(7) (本編 41 ページ) 及 び表 6-10(8) (本編 42 ページ) 及 び表 6-10(9) (本編 43 ページ) 及 び表 6-10(10) (本編 44 ページ) 及 び表 6-10(11) (本編 45 ページ) 及 び表 6-10(12) (本編 46 ページ) 及 び表 6-10(13) (本編 47 ページ) 及 び表 6-10(14) (本編 48 ページ) 及 び表 6-10(15) (本編 49 ページ) 及 び表 6-10(16) (本編 50 ページ) 及 び表 6-10(17) (本編 51 ページ) 及 び表 6-10(18) (本編 52 ページ) 及 び表 6-10(19) (本編 53 ページ) 及 び表 6-10(20) (本編 54 ページ) 及 び表 6-10(21) (本編 55 ページ) 及 び表 6-10(22) (本編 56 ページ) 及 び表 6-10(23) (本編 57 ページ) 及 び表 6-10(24) (本編 58 ページ) 及 び表 6-10(25) (本編 59 ページ) 及 び表 6-10(26) (本編 60 ページ) 及 び表 6-10(27) (本編 61 ページ) 及 び表 6-10(28) (本編 62 ページ) 及 び表 6-10(29) (本編 63 ページ) 及 び表 6-10(30) (本編 64 ページ) 及 び表 6-10(31) (本編 65 ページ) 及 び表 6-10(32) (本編 66 ページ) 及 び表 6-10(33) (本編 67 ページ) 及 び表 6-10(34) (本編 68 ページ) 及 び表 6-10(35) (本編 69 ページ) 及 び表 6-10(36) (本編 70 ページ) 及 び表 6-10(37) (本編 71 ページ) 及 び表 6-10(38) (本編 72 ページ) 及 び表 6-10(39) (本編 73 ページ) 及 び表 6-10(40) (本編 74 ページ) 及 び表 6-10(41) (本編 75 ページ) 及 び表 6-10(42) (本編 76 ページ) 及 び表 6-10(43) (本編 77 ページ) 及 び表 6-10(44) (本編 78 ページ) 及 び表 6-10(45) (本編 79 ページ) 及 び表 6-10(46) (本編 80 ページ) 及 び表 6-10(47) (本編 81 ページ) 及 び表 6-10(48) (本編 82 ページ) 及 び表 6-10(49) (本編 83 ページ) 及 び表 6-10(50) (本編 84 ページ) 及 び表 6-10(51) (本編 85 ページ) 及 び表 6-10(52) (本編 86 ページ) 及 び表 6-10(53) (本編 87 ページ) 及 び表 6-10(54) (本編 88 ページ) 及 び表 6-10(55) (本編 89 ページ) 及 び表 6-10(56) (本編 90 ページ) 及 び表 6-10(57) (本編 91 ページ) 及 び表 6-10(58) (本編 92 ページ) 及 び表 6-10(59) (本編 93 ページ) 及 び表 6-10(60) (本編 94 ページ) 及 び表 6-10(61) (本編 95 ページ) 及 び表 6-10(62) (本編 96 ページ) 及 び表 6-10(63) (本編 97 ページ) 及 び表 6-10(64) (本編 98 ページ) 及 び表 6-10(65) (本編 99 ページ) 及 び表 6-10(66) (本編 100 ページ) 及 び表 6-10(67) (本編 101 ページ) 及 び表 6-10(68) (本編 102 ページ) 及 び表 6-10(69) (本編 103 ページ) 及 び表 6-10(70) (本編 104 ページ) 及 び表 6-10(71) (本編 105 ページ) 及 び表 6-10(72) (本編 106 ページ) 及 び表 6-10(73) (本編 107 ページ) 及 び表 6-10(74) (本編 108 ページ) 及 び表 6-10(75) (本編 109 ページ) 及 び表 6-10(76) (本編 110 ページ) 及 び表 6-10(77) (本編 111 ページ) 及 び表 6-10(78) (本編 112 ページ) 及 び表 6-10(79) (本編 113 ページ) 及 び表 6-10(80) (本編 114 ページ) 及 び表 6-10(81) (本編 115 ページ) 及 び表 6-10(82) (本編 116 ページ) 及 び表 6-10(83) (本編 117 ページ) 及 び表 6-10(84) (本編 118 ページ) 及 び表 6-10(85) (本編 119 ページ) 及 び表 6-10(86) (本編 120 ページ) 及 び表 6-10(87) (本編 121 ページ) 及 び表 6-10(88) (本編 122 ページ) 及 び表 6-10(89) (本編 123 ページ) 及 び表 6-10(90) (本編 124 ページ) 及 び表 6-10(91) (本編 125 ページ) 及 び表 6-10(92) (本編 126 ページ) 及 び表 6-10(93) (本編 127 ページ) 及 び表 6-10(94) (本編 128 ページ) 及 び表 6-10(95) (本編 129 ページ) 及 び表 6-10(96) (本編 130 ページ) 及 び表 6-10(97) (本編 131 ページ) 及 び表 6-10(98) (本編 132 ページ) 及 び表 6-10(99) (本編 133 ページ) 及 び表 6-10(100) (本編 134 ページ) 及 び表 6-10(101) (本編 135 ページ) 及 び表 6-10(102) (本編 136 ページ) 及 び表 6-10(103) (本編 137 ページ) 及 び表 6-10(104) (本編 138 ページ) 及 び表 6-10(105) (本編 139 ページ) 及 び表 6-10(106) (本編 140 ページ) 及 び表 6-10(107) (本編 141 ページ) 及 び表 6-10(108) (本編 142 ページ) 及 び表 6-10(109) (本編 143 ページ) 及 び表 6-10(110) (本編 144 ページ) 及 び表 6-10(111) (本編 145 ページ) 及 び表 6-10(112) (本編 146 ページ) 及 び表 6-10(113) (本編 147 ページ) 及 び表 6-10(114) (本編 148 ページ) 及 び表 6-10(115) (本編 149 ページ) 及 び表 6-10(116) (本編 150 ページ) 及 び表 6-10(117) (本編 151 ページ) 及 び表 6-10(118) (本編 152 ページ) 及 び表 6-10(119) (本編 153 ページ) 及 び表 6-10(120) (本編 154 ページ) 及 び表 6-10(121) (本編 155 ページ) 及 び表 6-10(122) (本編 156 ページ) 及 び表 6-10(123) (本編 157 ページ) 及 び表 6-10(124) (本編 158 ページ) 及 び表 6-10(125) (本編 159 ページ) 及 び表 6-10(126) (本編 160 ページ) 及 び表 6-10(127) (本編 161 ページ) 及 び表 6-10(128) (本編 162 ページ) 及 び表 6-10(129) (本編 163 ページ) 及 び表 6-10(130) (本編 164 ページ) 及 び表 6-10(131) (本編 165 ページ) 及 び表 6-10(132) (本編 166 ページ) 及 び表 6-10(133) (本編 167 ページ) 及 び表 6-10(134) (本編 168 ページ) 及 び表 6-10(135) (本編 169 ページ) 及 び表 6-10(136) (本編 170 ページ) 及 び表 6-10(137) (本編 171 ページ) 及 び表 6-10(138) (本編 172 ページ) 及 び表 6-10(139) (本編 173 ページ) 及 び表 6-10(140) (本編 174 ページ) 及 び表 6-10(141) (本編 175 ページ) 及 び表 6-10(142) (本編 176 ページ) 及 び表 6-10(143) (本編 177 ページ) 及 び表 6-10(144) (本編 178 ページ) 及 び表 6-10(145) (本編 179 ページ) 及 び表 6-10(146) (本編 180 ページ) 及 び表 6-10(147) (本編 181 ページ) 及 び表 6-10(148) (本編 182 ページ) 及 び表 6-10(149) (本編 183 ページ) 及 び表 6-10(150) (本編 184 ページ) 及 び表 6-10(151) (本編 185 ページ) 及 び表 6-10(152) (本編 186 ページ) 及 び表 6-10(153) (本編 187 ページ) 及 び表 6-10(154) (本編 188 ページ) 及 び表 6-10(155) (本編 189 ページ) 及 び表 6-10(156) (本編 190 ページ) 及 び表 6-10(157) (本編 191 ページ) 及 び表 6-10(158) (本編 192 ページ) 及 び表 6-10(159) (本編 193 ページ) 及 び表 6-10(160) (本編 194 ページ) 及 び表 6-10(161) (本編 195 ページ) 及 び表 6-10(162) (本編 196 ページ) 及 び表 6-10(163) (本編 197 ページ) 及 び表 6-10(164) (本編 198 ページ) 及 び表 6-10(165) (本編 199 ページ) 及 び表 6-10(166) (本編 200 ページ) 及 び表 6-10(167) (本編 201 ページ) 及 び表 6-10(168) (本編 202 ページ) 及 び表 6-10(169) (本編 203 ページ) 及 び表 6-10(170) (本編 204 ページ) 及 び表 6-10(171) (本編 205 ページ) 及 び表 6-10(172) (本編 206 ページ) 及 び表 6-10(173) (本編 207 ページ) 及 び表 6-10(174) (本編 208 ページ) 及 び表 6-10(175) (本編 209 ページ) 及 び表 6-10(176) (本編 210 ページ) 及 び表 6-10(177) (本編 211 ページ) 及 び表 6-10(178) (本編 212 ページ) 及 び表 6-10(179) (本編 213 ページ) 及 び表 6-10(180) (本編 214 ページ) 及 び表 6-10(181) (本編 215 ページ) 及 び表 6-10(182) (本編 216 ページ) 及 び表 6-10(183) (本編 217 ページ) 及 び表 6-10(184) (本編 218 ページ) 及 び表 6-10(185) (本編 219 ページ) 及 び表 6-10(186) (本編 220 ページ) 及 び表 6-10(187) (本編 221 ページ) 及 び表 6-10(188) (本編 222 ページ) 及 び表 6-10(189) (本編 223 ページ) 及 び表 6-10(190) (本編 224 ページ) 及 び表 6-10(191) (本編 225 ページ) 及 び表 6-10(192) (本編 226 ページ) 及 び表 6-10(193) (本編 227 ページ) 及 び表 6-10(194) (本編 228 ページ) 及 び表 6-10(195) (本編 229 ページ) 及 び表 6-10(196) (本編 230 ページ) 及 び表 6-10(197) (本編 231 ページ) 及 び表 6-10(198) (本編 232 ページ) 及 び表 6-10(199) (本編 233 ページ) 及 び表 6-10(200) (本編 234 ページ) 及 び表 6-10(201) (本編 235 ページ) 及 び表 6-10(202) (本編 236 ページ) 及 び表 6-10(203) (本編 237 ページ) 及 び表 6-10(204) (本編 238 ページ) 及 び表 6-10(205) (本編 239 ページ) 及 び表 6-10(206) (本編 240 ページ) 及 び表 6-10(207) (本編 241 ページ) 及 び表 6-10(208) (本編 242 ページ) 及 び表 6-10(209) (本編 243 ページ) 及 び表 6-10(210) (本編 244 ページ) 及 び表 6-10(211) (本編 245 ページ) 及 び表 6-10(212) (本編 246 ページ) 及 び表 6-10(213) (本編 247 ページ) 及 び表 6-10(214) (本編 248 ページ) 及 び表 6-10(215) (本編 249 ページ) 及 び表 6-10(216) (本編 250 ページ) 及 び表 6-10(217) (本編 251 ページ) 及 び表 6-10(218) (本編 252 ページ) 及 び表 6-10(219) (本編 253 ページ) 及 び表 6-10(220) (本編 254 ページ) 及 び表 6-10(221) (本編 255 ページ) 及 び表 6-10(222) (本編 256 ページ) 及 び表 6-10(223) (本編 257 ページ) 及 び表 6-10(224) (本編 258 ページ) 及 び表 6-10(225) (本編 259 ページ) 及 び表 6-10(226) (本編 260 ページ) 及 び表 6-10(227) (本編 261 ページ) 及 び表 6-10(228) (本編 262 ページ) 及 び表 6-10(229) (本編 263 ページ) 及 び表 6-10(230) (本編 264 ページ) 及 び表 6-10(231) (本編 265 ページ) 及 び表 6-10(232) (本編 266 ページ) 及 び表 6-10(233) (本編 267 ページ) 及 び表 6-10(234) (本編 268 ページ) 及 び表 6-10(235) (本編 269 ページ) 及 び表 6-10(236) (本編 270 ページ) 及 び表 6-10(237) (本編 271 ページ) 及 び表 6-10(238) (本編 272 ページ) 及 び表 6-10(239) (本編 273 ページ) 及 び表 6-10(240) (本編 274 ページ) 及 び表 6-10(241) (本編 275 ページ) 及 び表 6-10(242) (本編 276 ページ) 及 び表 6-10(243) (本編 277 ページ) 及 び表 6-10(244) (本編 278 ページ) 及 び表 6-10(245) (本編 279 ページ) 及 び表 6-10(246) (本編 280 ページ) 及 び表 6-10(247) (本編 281 ページ) 及 び表 6-10(248) (本編 282 ページ) 及 び表 6-10(249) (本編 283 ページ) 及 び表 6-10(250) (本編 284 ページ) 及 び表 6-10(251) (本編 285 ページ) 及 び表 6-10(252) (本編 286 ページ) 及 び表 6-10(253) (本編 287 ページ) 及 び表 6-10(254) (本編 288 ページ) 及 び表 6-10(255) (本編 289 ページ) 及 び表 6-10(256) (本編 290 ページ) 及 び表 6-10(257) (本編 291 ページ) 及 び表 6-10(258) (本編 292 ページ) 及 び表 6-10(259) (本編 293 ページ) 及 び表 6-10(260) (本編 294 ページ) 及 び表 6-10(261) (本編 295 ページ) 及 び表 6-10(262) (本編 296 ページ) 及 び表 6-10(263) (本編 297 ページ) 及 び表 6-10(264) (本編 298 ページ) 及 び表 6-10(265) (本編 299 ページ) 及 び表 6-10(266) (本編 300 ページ) 及 び表 6-10(267) (本編 301 ページ) 及 び表 6-10(268) (本編 302 ページ) 及 び表 6-10(269) (本編 303 ページ) 及 び表 6-10(270) (本編 304 ページ) 及 び表 6-10(271) (本編 305 ページ) 及 び表 6-10(272) (本編 306 ページ) 及 び表 6-10(273) (本編 307 ページ) 及 び表 6-10(274) (本編 308 ページ) 及 び表 6-10(275) (本編 309 ページ) 及 び表 6-10(276) (本編 310 ページ) 及 び表 6-10(277) (本編 311 ページ) 及 び表 6-10(278) (本編 312 ページ) 及 び表 6-10(279) (本編 313 ページ) 及 び表 6-10(280) (本編 314 ページ) 及 び表 6-10(281) (本編 315 ページ) 及 び表 6-10(282) (本編 316 ページ) 及 び表 6-10(283) (本編 317 ページ) 及 び表 6-10(284) (本編 318 ページ) 及 び表 6-10(285) (本編 319 ページ) 及 び表 6-10(286) (本編 320 ページ) 及 び表 6-10(287) (本編 321 ページ) 及 び表 6-10(288) (本編 322 ページ) 及 び表 6-10(289) (本編 323 ページ) 及 び表 6-10(290) (本編 324 ページ) 及 び表 6-10(291) (本編 325 ページ) 及 び表 6-10(292) (本編 326 ページ) 及 び表 6-10(293) (本編 327 ページ) 及 び表 6-10(294) (本編 328 ページ) 及 び表 6-10(295) (本編 329 ページ) 及 び表 6-10(296) (本編 330 ページ) 及 び表 6-10(297) (本編 331 ページ) 及 び表 6-10(298) (本編 332 ページ) 及 び表 6-10(299) (本編 333 ページ) 及 び表 6-10(300) (本編 334 ページ) 及 び表 6-10(301) (本編 335 ページ) 及 び表 6-10(302) (本編 336 ページ) 及 び表 6-10(303) (本編 337 ページ) 及 び表 6-10(304) (本編 338 ページ) 及 び表 6-10(305) (本編 339 ページ) 及 び表 6-10(306) (本編 340 ページ) 及 び表 6-10(307) (本編 341 ページ) 及 び表 6-10(308) (本編 342 ページ) 及 び表 6-10(309) (本編 343 ページ) 及 び表 6-10(310) (本編 344 ページ) 及 び表 6-10(311) (本編 345 ページ) 及 び表 6-10(312) (本編 346 ページ) 及 び表 6-10(313) (本編 347 ページ) 及 び表 6-10(314) (本編 348 ページ) 及 び表 6-10(315) (本編 349 ページ) 及 び表 6-10(316) (本編 350 ページ) 及 び表 6-10(317) (本編 351 ページ) 及 び表 6-10(318) (本編 352 ページ) 及 び表 6-10(319) (本編 353 ページ) 及 び表 6-10(320) (本編 354 ページ) 及 び表 6-10(321) (本編 355 ページ) 及 び表 6-10(322) (本編 356 ページ) 及 び表 6-10(323) (本編 357 ページ) 及 び表 6-10(324) (本編 358 ページ) 及 び表 6-10(325) (本編 359 ページ) 及 び表 6-10(326) (本編 360 ページ) 及 び表 6-10(327) (本編 361 ページ) 及 び表 6-10(328) (本編 362 ページ) 及 び表 6-10(329) (本編 363 ページ) 及 び表 6-10(330) (本編 364 ページ) 及 び表 6-10(331) (本編 365 ページ) 及 び表 6-10(332) (本編 366 ページ) 及 び表 6-10(333) (本編 367 ページ) 及 び表 6-10(334) (本編 368 ページ) 及 び表 6-10(335) (本編 369 ページ) 及 び表 6-10(336) (本編 370 ページ) 及 び表 6-10(337) (本編 371 ページ) 及 び表 6-10(338) (本編 372 ページ) 及 び表 6-10(339) (本編 373 ページ) 及 び表 6-10(340) (本編 374 ページ) 及 び表 6-10(341) (本編 375 ページ) 及 び表 6-10(342) (本編 376 ページ) 及 び表 6-10(343) (本編 377 ページ) 及 び表 6-10(344) (本編 378 ページ) 及 び表 6-10(345) (本編 379 ページ) 及 び表 6-10(346) (本編 380 ページ) 及 び表 6-10(347) (本編 381 ページ) 及 び表 6-10(348) (本編 382 ページ) 及 び表 6-10(349) (本編 383 ページ) 及 び表 6-10(350) (本編 384 ページ) 及 び表 6-10(351) (本編 385 ページ) 及 び表 6-10(352) (本編 386 ページ) 及 び表 6-10(353) (本編 387 ページ) 及 び表 6-10(354) (本編 388 ページ) 及 び表 6-10(355) (本編 389 ページ) 及 び表 6-10(356) (本編 390 ページ) 及 び表 6-10(357) (本編 391 ページ) 及 び表 6-10(358) (本編 392 ページ) 及 び表 6-10(359) (本編 393 ページ) 及 び表 6-10(360) (本編 394 ページ) 及 び表 6-10(361) (本編 395 ページ) 及 び表 6-10(362) (本編 396 ページ) 及 び表 6-10(363) (本編 397 ページ) 及 び表 6-10(364) (本編 398 ページ) 及 び表 6-10(365) (本編 399 ページ) 及 び表 6-10(366) (本編 400 ページ) 及 び表 6-10(367) (本編 401 ページ) 及 び表 6-10(368) (本編 402 ページ) 及 び表 6-10(369) (本編 403 ページ) 及 び表 6-10(370) (本編 404 ページ) 及 び表 6-10(371) (本編 405 ページ) 及 び表 6-10(372) (本編 406 ページ) 及 び表 6-10(373) (本編 407 ページ) 及 び表 6-10(374) (本編 408 ページ) 及 び表 6-10(375) (本編 409 ページ) 及 び表 6-10(376) (本編 410 ページ) 及 び表 6-10(377) (本編 411 ページ) 及 び表 6-10(378) (本編 412 ページ) 及 び表 6-10(379) (本編 413 ページ) 及 び表 6-10(380) (本編 414 ページ) 及 び表 6-10(381) (本編 415 ページ) 及 び表 6-10(382) (本編 416 ページ) 及 び表 6-10(383) (本編 417 ページ) 及 び表 6-10(384) (本編 418 ページ) 及 び表 6-10(385) (本編 419 ページ) 及 び表 6-10(386) (本編 420 ページ) 及 び表 6-10(387) (本編 421 ページ) 及 び表 6-10(388) (本編 422 ページ) 及 び表 6-10(389) (本編 423 ページ) 及 び表 6-10(390) (本編 424 ページ) 及 び表 6-10(391) (本編 425 ページ) 及 び表 6-10(392) (本編 426 ページ) 及 び表 6-10(393) (本編 427 ページ) 及 び表 6-10(394) (本編 428 ページ) 及 び表 6-10(395) (本編 429 ページ) 及 び表 6-10(396) (本編 430 ページ) 及 び表 6-10(397) (本編 431 ページ) 及 び表 6-10(398) (本編 432 ページ) 及 び表 6-10(399) (本編 433 ページ) 及 び表 6-10(400) (本編 434 ページ) 及 び表 6-10(401) (本編 435 ページ) 及 び表 6-10(402) (本編 436 ページ) 及 び表 6-10(403) (本編 437 ページ) 及 び表 6-10(404) (本編 438 ページ) 及 び表 6-10(405) (本編 439 ページ) 及 び表 6-10(406) (本編 440 ページ) 及 び表 6-10(407) (本編 441 ページ) 及 び表 6-10(408) (本編 442 ページ) 及 び表 6-10(409) (本編 443 ページ) 及 び表 6-10(410) (本編 444 ページ) 及 び表 6-10(411) (本編 445 ページ) 及 び表 6-10(412) (本編 446 ページ) 及 び表 6-10(413) (本編 447 ページ) 及 び表 6-10(414) (本編 448 ページ) 及 び表 6-10(415) (本編 449 ページ) 及 び表 6-10(416) (本編 450 ページ) 及 び表 6-10(417) (本編 451 ページ) 及 び表 6-10(418) (本編 452 ページ) 及 び表 6-10(419) (本編 453 ページ) 及 び表 6-10(420) (本編 454 ページ) 及 び表 6-10(421) (本編 455 ページ) 及 び表 6-10(422) (本編 456 ページ) 及 び表 6-10(423) (本編 457 ページ) 及 び表 6-10(424) (本編 458 ページ) 及 び表 6-10(425) (本編 459 ページ) 及 び表 6-10(426) (本編 460 ページ) 及 び表 6-10(427) (本編 461 ページ) 及 び表 6-10(428) (本編 462 ページ) 及 び表 6-10(429) (本編 463 ページ) 及 び表 6-10(430) (本編 464 ページ) 及 び表 6-10(431) (本編 465 ページ) 及 び表 6-10(432) (本編 466 ページ) 及 び表 6-10(433) (本編 467 ページ) 及 び表 6-10(434) (本編 468 ページ) 及 び表 6-10(435) (本編 469 ページ) 及 び表 6-10(436) (本編 470 ページ) 及 び表 6-10(437) (本編 471 ページ) 及 び表 6-10(438) (本編 472 ページ) 及 び表 6-10(439) (本編 473 ページ) 及 び表 6-10(440) (本編 474 ページ) 及 び表 6-10(441) (本編 475 ページ) 及 び表 6-10(442) (本編 476 ページ) 及 び表 6-10(443) (本編 477 ページ) 及 び表 6-10(444) (本編 478 ペ</p>		

<p>III 本編 (詳細 版) (続 き)</p>	<p>6. 実証 結果に関 する考察 (続き)</p>	<p>②比較可能な技術に対する優位性の記載 比較可能な技術に対する優位性を記載する。</p>	<p>優位性の記載</p>
<p>5.5 機種の優位性</p> <p>従来の湖沼水質浄化技術は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①湖沼水をある程度抜いた後にバキューム車で底質を吸引し液漂 ②湖沼水を全て抜いた後に底質を重機により液漂する方法 ③湖沼水を全て抜いた後に数ヶ月間日干しを行う「かいぼり」のメ 等があるが、液漂土を乾燥させる大きな沈殿池が必要となり臭気も、液 漂した底質は産業廃棄物としての処分となる。何れの方法とも魚類の移動が必要である。 	<p>(1)環境影響に対する優位性</p> <p>本システムでは湖沼水を抜かず底質を除去するため魚類の移動が必要ない。また、沈殿 地も必要がなく、底質が空気と触れることなく脱水処理されるため施工中の臭気問題がない など、湖沼内の生態系の保全と環境に配慮した工法である。</p> <p>(2)経済性</p> <p>液漂土を乾燥させる沈殿池を必要とせず、乾燥期間を必要としないことから短期間での施 工が可能となる。また、脱水処理されているため排出土量が減少し処理費用も低減する。さ らに魚類の移動が必要ないなど、経済性が向上する。</p> <p>(3)資源化</p> <p>6日間の液漂作業期間中に除去された脱水土量は、3,372kg(水分約50%)であり、土壌層出 量試験の結果、全ての試験項目について「土壌の汚染に係る環境基準」を下回っているため、 湖沼周辺の補充用土として利用することが可能である。</p>	<p>【用語の定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実証対象技術 ・ 実証対象技術 ・ 実証対象技術 ・ 実証項目 ・ 参考項目 ・ 全光量反射率 (%) ・ 光量 (lm:ルーメン) ・ 光度 (cd:カンデラ) ・ 背面反射率 (%) <p>：本実証事業で実証の対象として ：実証対象技術の製品として ：実証対象技術の性能や効果 ：試験片の平行入射光量に對 ：反射率を (CIE)標準化して した量。 ：光源からある方向に向かう光量 は入射光量)に對する比。</p>	<p>実証試験の特有用語と専門用語を整理している例</p>
<p>付録</p>	<p>専門用語集</p>	<p>必須</p> <p>実証報告書に用いられている専門用語について用語集や脚注において解説をする。 試験に特有の用語と技術的専門用語については分けて整理し解説する等、わかりやすさに留意する。 用語集においてどのような語を解説するのかは実証機関の自由裁量に委ねる。</p>	<p>用語集の記載例 (地球温暖化対策技術分野 (照明用エネルギー低減技術 (反 射板・拡散板等))</p>

(別紙7) 環境省環境技術実証事業ロゴマークのデザイン

共通ロゴマークと個別ロゴマークのデザインを以下に示す。

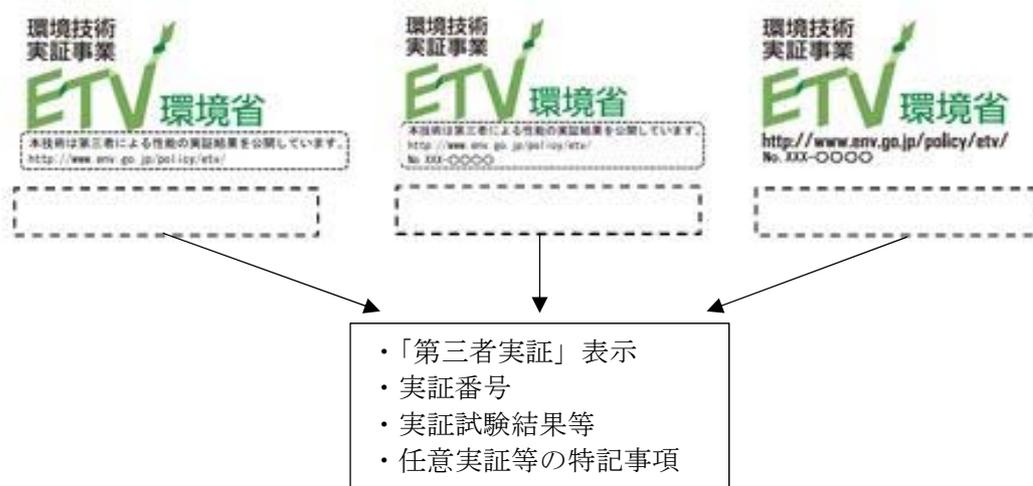
① 共通ロゴマーク



② 個別ロゴマーク

個別ロゴマークは、共通部分に技術ごとに付与される各種情報を共通ロゴマークの下に表示するものである。

表示内容は、分野ごとに決定する。



(別紙8) 共通ロゴマークの配色



※背景色は白色とする

紙媒体等での使用(CMYK)=(C:0%,M:0%,Y:0%,K:0%)

webサイト等での使用(RGB)=(R:255,G:255,B:255)

	A色 	B色 	C色 	D色 	E色 
紙媒体等での使用 (CMYK)	C : 60% M : 15% Y : 80% K : 0%	C : 100% M : 20% Y : 100% K : 0%	C : 30% M : 2% Y : 50% K : 0%	C : 75% M : 15% Y : 90% K : 0%	C : 0% M : 0% Y : 0% K : 100%
webサイト等での使用 (RGB)	R : 100 G : 160 B : 65	R : 0 G : 110 B : 45	R : 180 G : 220 B : 125	R : 65 G : 140 B : 50	R : 0 G : 0 B : 0